

587
110



* 0003759000 *

0003759-000

587-110


民衆政治講座

クララ社

第7巻

昭和4

ABA



587-110

民衆政治講座

110

無產階級

井関孝

30

110

37
10



無 産 階 級 金 融 論

井 關 孝 雄 著

民 衆 政 治 講 座

No 7

ク ラ ラ 社 版



587-110

序文

日本の資本家は云ふ「六ヶ敷しい理窟なんかなんでもいゝ金が物を言ふんだよ」と。マルクスは云ふ「私が到達し、且つ一旦到達してからは私の研究の手引きとして役立つた一般的結論は簡単に次の様に要約され得る。人間は其の生活の爲に社會的生産を行ふ時、一定の必然的な自分の意志から獨立した關係、即ち其の社會に於ける物價的生産方法の、一定の發達段階に相應する所の生産關係を結ぶ、此の生産關係の總和が社會の經濟的構造を組成するもので、之れが實際の基礎となつて、其の上に法律的及政治的の上部構造が建設される。又其の基礎に相應した一定の社會的意識形態が生れる。此の物質生活に於ける生産方法が社會的政治的及精神的の一般生活過程を條件づけるのである」と即ち言葉は變つて居るが日本の資本家とマルクスの云ふ事は同じ内容の事柄を云つて居るのである。即ち此の兩者とも「資本が總ての事柄を支配する」と云つて居るのに外ならない。

然るに日本の資本家は此のマルクスの唯物史觀を毛虫の如く嫌ひくさしながら實地に之れを實



著者の近影



著者の近影

序文

587-110

日本の資本家は云ふ『六ヶ敷しい理窟なんかなんでもいゝ金が物を言ふんだよ』と。マルクスは云ふ『私が到達し、且つ一旦到達してからは私の研究の手引きとして役立つた一般的結論は簡単に次の様に要約され得る。人間は其の生活の爲に社會的生產を行ふ時、一定の必然的な自分の意志から獨立した關係、即ち其の社會に於ける物價的生產方法の、一定の發達段階に相應する所の生産關係を結ぶ、此の生産關係の總和が社會の經濟的構造を組成するもので、之れが實際の基礎となつて、其の上に法律的及政治的の上部構造が建設される。又其の基礎に相應した一定の社會的意識形態が生れる。此の物質生活に於ける生産方法が社會的政治的及精神的の一般生活過程を條件づけるのである』と即ち言葉は變つて居るが日本の資本家とマルクスの云ふ事は同じ内容の事柄を云つて居るのである。即ち此の兩者とも『資本が總ての事柄を支配する』と云つて居るのに外ならない。

然るに日本の資本家は此のマルクスの唯物史觀を毛虫の如く嫌ひくさしながら實地に之れを實

行して他人の迷惑を省ず他人を抑倒して金を貯めて居るが、日本のマルキストや無産運動者達は此の如く理論を知つて居るのみで實戦に於いては何時も金の爲めに資本家と闘争して負け續けて居る。一體何うした矛盾であらうか。

野田の争議が比較的持久されたのは資金の爲めであつて、無産黨の進出が思はしくないのは資金がないからである。

日本の無産者は何故此の點に氣が附かないのか。何故自分達の貯蓄機關を持たないのか、何故自分達の信用組合を持たぬのか、何故自分達の失業基金を持たぬのか、何故農民銀行を持たぬのか、何故労働銀行を持たぬのか。

此の小冊子は日本の無産階級の人々の爲めに之等の理論と其の實際的方法の案内書となり手引草ともなれば著者の望みは達せられるのである。——(日本の諺)——高い所へ土を盛る必要なし

著者

目次

第一章 無産者金融とは何か 一
無産者とは何か 無産者にも金融は有り得る

第二章 日本の金融機關は、全部資本家の専有 八
何時も金の無い無産階級 資金の中央集中化 特殊銀行は政黨及び政商の機關 信託會社
保險會社も資本家の機關 郵便貯金の行方 預金のみを集める普通銀行 貯蓄銀行も普通銀行同様 政黨の犠牲となつた銀行重役

第三章 歐米諸國の無産者金融制度 五
米 國 モーリス式勸勞銀行 ナショナル、シチーバンク スモール、ローン、アクト
救済質屋貸付協會 建築金融組合 失業基金制度 労働銀行 信用組合
英 國 ダグラスプラン 共營住宅組合 貸金組合 友誼組合 備荒組合 消費組
合銀行部 輸出信用保險制度 失業保險法其の他の諸法案
獨 逸 信用組合 建築ギルド 貯蓄金庫 小作金融法 社會保險制度 工業中央銀行
佛蘭西 労働農民銀行 庶民銀行 相互保險會社

露西亞 一九二四年の幣制改革 中央農業銀行 株式會社の銀行 組合組織の銀行
 市立銀行 相互信用組合 農業信用組合 貯蓄銀行

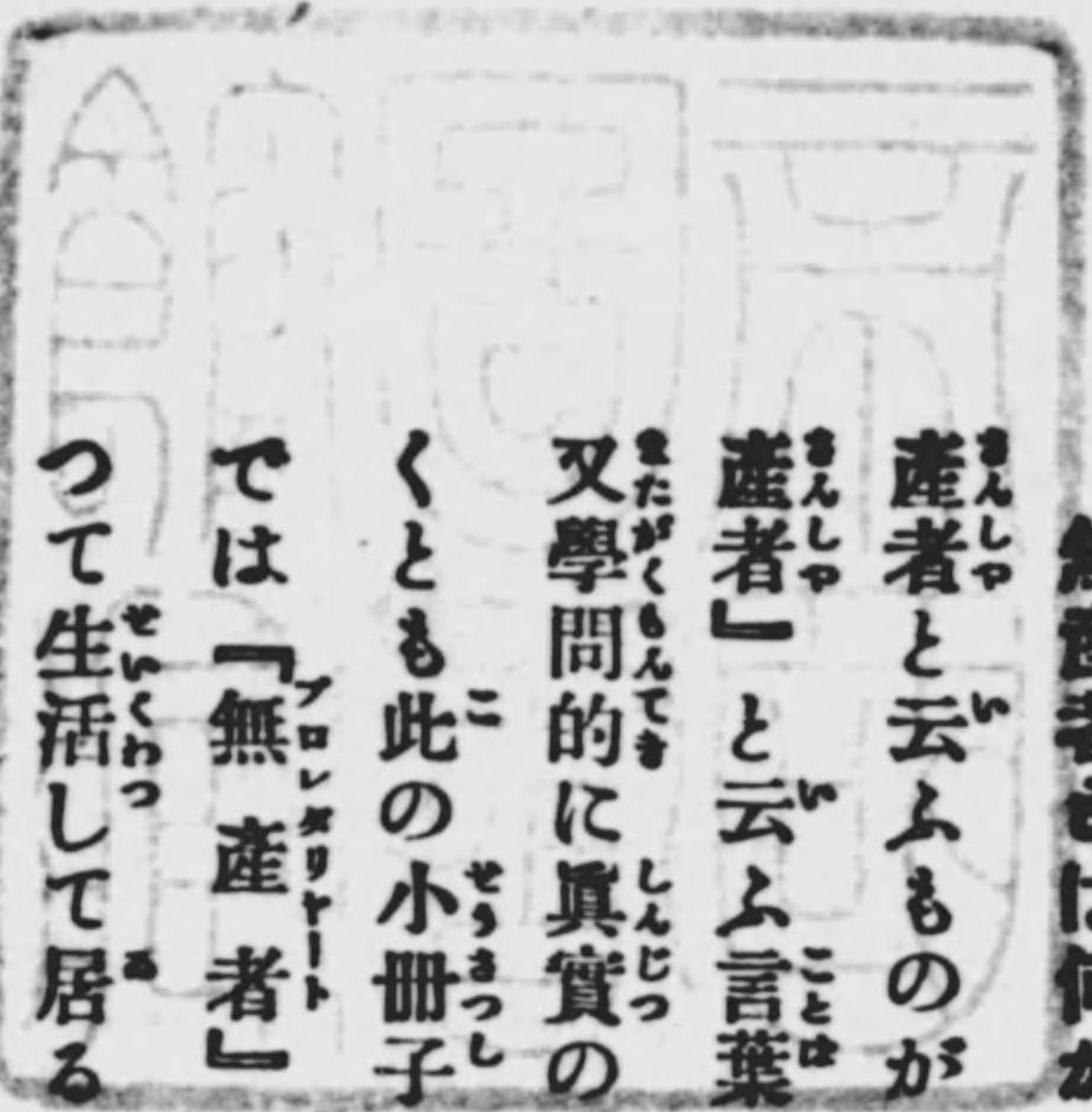
第四章 日本無産者金融機關

矛盾の多い信用組合 簡易保險 健康保險 共済組合 公共團體の小口金融 銀行の
 中小商工資金貸付 政府の中小商工資金 公益質屋 私營質屋 營業無盡 相互救済
 無盡組合

第五章 將來の日本無産者金融機關

- A、無産者金融の四大原則 一、小株主の保護 二、預金者の保護 三、組合組織の金融
- 四、新しい貸付標準
- B、今後の無産者金融機關の種類 一、公設貯蓄銀行の新設、 二、中小商工金融の制度改
- 善 三、大藏省の庶民銀行案 四、信用組合の無産階級化 五、相互無盡の獎勵監督
- 六、其の他の新施設

第一章 無産者金融とは何か



無産者とは何か 無産者金融とは何かと云ふ事を説明しやうとすれば勢ひ先づ無
 産者と云ふものが何んであるかと云ふ事を説明しなければならぬ。然かし此の「無
 産者」と云ふ言葉は餘りにも普偏化されて居るので茲で説明しなくてもいゝと思ふ
 又學問的に眞實の意味や、其の無産者の範圍や限界をはつきり決めやうとすれば尠
 くとも此の小冊子一冊位を埋め盡しても之れを決定する事は出来ぬと思ふ、故に茲
 では「無産者」と云ふ意味は通俗に用ひられて居る所の「筋肉及頭腦の勞働を以
 つて生活して居る階級の人々」位に解して置いて差支へ無いと思ふ。

無産者にも金融は有り得る 一寸考へると無産者は財産のない人々の一團である
 から無産者に金融は有り得ないと思はれるし、又極左翼の原始共產體等の夢を見て
 居る人々は此のユートピアの國を夢想して社會主義の世の中には金融等は有り得な

いと主張する一團の人々が有るが、前の人々に對しては人間の生活が「手より口へ」の生活で無く尠くとも貯へが出来る生活であり、又人間はお互ひに將來への爲め現在の生活の餘剰を將來に残す事が必要であるとの考へを持つて居る事を承認するならば無産者にも亦金融があると云ふ事を承認せなければならぬと思ふ。此の最もいゝ例を示せば日本の郵便貯金は、大正十五年の總額十二億萬圓の内百圓未満の預金者が其の總金額の九割三步を占めて居る事を示せば日本の無産階級の人々が如何に日本の下層金融に關係が深いか知れる。又後者の論者に對しては勞農獨裁のソビエツト露西亞に於いてすら一九二〇の始めに廢止された同國の貨幣制度が僅かに一年半しか經過しない一九二一の六月再び復興せられて當時行き詰つて居た市場の再興、支拂ひ制度の回復、租税制度の復興、國家豫算の確立、國家企業活動を促した事を示せば足りる、即ち如何に原始共產體を夢想する人々でも尠くとも現在の世界の經濟制度の下に於いては金融組織と云ふものは廢止する事が出来ないと思ふ

事を承認すると共に、此の金融組織を無産大衆に都合のいゝ様に改造する必要のある事を認めない譯には行かぬと思ふ。以下私の陳ぶる所は日本の現在の金融機關が日本の無産階級に不都合な制度である事を説明し更らに歐米各國に於ける無産者の金融機關制度を論じ、終りに日本の金融機關は將來如何に無産者の爲めに有利に改造されなければならぬか、又其の新施設は如何なる種類のものであるかと云ふ事を論じてみたいと思ふ。

第二章 日本の金融機關は全部資本家の專有

八

何時も金の無い無産階級 吾々下層階級に金の無かつた事は決して今に始まつた事でない、吾々無産階級の祖先は金の無かつた爲めに自分達の息子を奴隷に賣つたり自分達の娘を女郎に賣つて上納金に代へた事等は史實の上に明かに數限り無い事柄である。當時の新思想家親鸞上人すら曆仁元年彼れが六十三歳の秋、流適三十年の旅を終へて歸つて來てすら尙ほ赤貧洗ふが如く寛元元年十二月二十一日の日附で自分の息女の彌姫を『東の女房』へ身の代金を取つて賣渡して居る。降つて徳川時代、吾等の祖先が金に困つた事も數ふるに隙の無い程澤山の例がある、百姓の上納金の不足は勿論の事町民への御冥加金は屬々庶民を苦しめたのである。

明治維新の改革は觀方によつては之等御冥加金の負擔に勘へかねた上方町民の時の権力者幕府に對する反抗運動とも見られるのである。そして明治の維新が成り、歐米の新制度の輸入と共に所謂ブルジョア改革が成つて日本の經濟組織は成立したが依然として吾々は金がないのである。

維新の改革は成り歐米の諸制度は燦然として調つて各種の金融機關は出來上つたが之等は決して吾々が利用の出來る機關ではないのである。

然かも近來の不景氣は下層民に對しては多數の失業群を出さしめて益々困窮を招來し、一方最近の恐慌に依る資金の集中と偏在とは中小工業者の金融を壓迫して居る。然かのみならず上よりする百貨店の壓迫と、下よりする消費組合と公設市場の運動と、失業群による小商工業の開店とは一層中小商工業者を窮地に陥らしめて所謂中小商工資金問題は朝野の一大問題となつて居るのである。

此の時に際して日本の金融機關の現状を研究して無産階級に對する之れが對策を論ずる事も敢へて徒事ではないと思ふ。

以下少しく自分は日本の金融機關の現状を考查し次いで歐米の無産者金融制度と日本の無産者金融制度とを比較して、將來の日本に於ける此の制度の必要な事を述べてみたいと思ふ。

資金の中央集中化 一體日本の現在では資金の大部分が殆ど中央へ向つて集まつて居るのである。一萬六百三十三の本支店を有する普通銀行の金も、貯蓄銀行の金も、信託銀行の金も、保險の掛金も、各種の株券社債の金も全部中央へ向つて集中される、此の原因は地方の農業が利益が薄くて投資の目的物とならず其れよりも都會の利廻りのいゝ商工業や、株券に投資する方が有利だからである。處が更に最近の昭和二年の大恐慌以來此の傾向は一層著しくなつて都會の大銀行特に所謂五大銀行二十八の信託會社、郵便貯金へのみ資金が集中したのである之れは恐慌以來地方の薄弱なる基礎へ資金を預ける事が不安になつて來たからである。今是等の傾向を見ると全國に於ける信託會社の財産は、大正十二年以來左の如き

増加を示してゐるのである。

大正十三年上期末	一一五、九〇八	(單位千圓)
同 下期末	一五五、八〇四	
同 十四年上期末	二〇二、四三三	
同 下期末	三二七、大〇四	
同 十五年上期末	四八三、二四七	
同 下期末	六一三、三四〇	
昭和二年上期末	七四八、七五一	
同 下期末	九二一、四七七	
同 三年三月末	一、〇五六、二四二	

又銀行の方を調べてみると昭和元年度の恐慌前の上半期及び恐慌後の昭和二年の上半期に於ける普通銀行百十九行に付いて比較してみると、其中預金の増加を見たものは、僅かに三十行、他の八十九行は預金が減つて居るのであつて、今之れを示せば次の通りである。

元年下期末預金額

増加	三十行	三五、〇六〇〇 萬圓
減少	八十六行	二八、九一〇〇 萬圓
計	百十六行	六三、九八〇〇 萬圓

二年上期末預金額

増加	三十行	四〇、一二〇〇 萬圓
減少	八十六行	二四、一〇〇〇 萬圓
計	百十六行	六四、二二〇〇 萬圓

増加	五、〇五〇〇 萬圓
減少	三、一〇〇〇 萬圓
計	一、二四〇〇 萬圓

一、二四〇〇 萬圓 増加

右のやうに、三十行に於ける預金の増額は五億五百萬圓に達して居る。此の増額の中の九割五分の七千八百萬圓は、所謂他の五大銀行三井、三菱、安田、住友、第一が占むる處であつて、残りの僅か五分の二千七百萬圓が他の小さい二十一銀行の

増額であるのである。今此の五大銀行の増額を示せば左の通りである。

預金額

	昭和元年下期末	二年上期末	増額
安田	六、二二〇〇 萬圓	六、八六〇〇 萬圓	六、四〇〇 千 萬圓
三井	四、五六〇〇	五、三九〇〇	八、三〇〇
第一	四、四八〇〇	五、一一〇〇	六、三〇〇
三菱	三、二九〇〇	四、五七〇〇	一一、七〇〇
住友	四、三五〇〇	五、二四〇〇	八、九〇〇
計	二二、九〇〇〇	二七、一六〇〇	四二、六〇〇

又郵便貯金の有様を見ると、例の大恐慌に於いて銀行の不安を感じた庶民階級は、銀行の預金を止めて段々と郵便貯金に振替る様になつたその結果、昭和二年度は郵便貯金は急激に増加するに到つた。

年次	預人員	預金額
----	-----	-----

大正元年	一、二五三、五四五	二〇一、二四三
------	-----------	---------

無産階級金融論

大正十一年	二六、五八一、一九〇	九七六、三七五
大正十二年	二七、八四四、五六五	一、〇九九、一六二
大正十三年	二九、七八五、一八五	一、一〇〇、四一〇
大正十四年	三一、二九〇、七六八	一、一三六、五九三
昭和元年	三二、二九八、一七二	一、一五六、四一五
昭和二年	三三、一六七、五八〇	一、四七〇、五五二

右の如くであつて、此の後も郵便貯金は次第に増加して、現在では恐らく約十七億に到達してゐることと思はれる。

以上の如く、郵便貯金、五大銀行、少數の信託會社に資金は偏在してしまふに至り、中産以下の人々は、資金の缺乏に困窮してゐる状態である。現在に於いて日本銀行には、六十七億圓の金があり、その使ひ手がなくて遊んでゐるといふ有様であり、日本銀行では、期限の到來しない國債の償還をして之等の遊金を消化してゐるといふ状態である。斯ういふ譯であるが故に、中産以下の即ち庶民階級民は、

非常な資金の逼迫を感じてゐるのであるが政府に於いては大銀行の救済はやつても中産以下の資金の缺乏は緩和しやうとしない矛盾をなしてゐるのである。一昨年の大恐慌の際、日本銀行が臺灣銀行及び朝鮮銀行其の他の銀行に對し特別融資をなせる額は二億圓の多額に上つてゐる、そして一般銀行其の他の休業銀行の救済のために、日本銀行からは約七億圓の融資をなしてゐる。之れを合すると約九億圓であり、此れは皆政府の補償に依り國庫から補償されたのであり、國民の負擔となり、中産無産階級民の負擔を加重してゐる事は既知の通りである。而して此の融資に依り救済された銀行は、右の臺灣銀行、朝鮮銀行を始め休業銀行を合して僅かに十數行の銀行であり、利潤を得てゐた銀行の重役達並に少數の株主、即ち有産階級民であり、是等の銀行より金を借りて居た少數の政商のみが救済されたに過ぎなく、是等の銀行に秀細の金を預金したる庶民階級民は、この九億圓の補償のために重い負擔を課せられたる外、何等の利益は受けて居ないのである。而るに我が國の九割を

占めて居る中小商工業者の庶民階級は資金の逼迫してゐるにも拘らず、之れを救済する爲めに出した金は、一體どれ位であるかと言ふと僅かに五千萬圓を救済資金として貸出すことになつたのみである。加之其の貸出條件が非常にやかましく、而も利子も亦高い爲めに、缺乏して居ても借出す事すら不可能なのである。そして此の五千萬圓の中借出しを得たる者は、少數の上流階級の人であるのである。即ち約半額の金が利用されたのみで其の半額は未だ利用されて居ないのである。故に所謂中小商工業者の資金といふのも、實際は其の名目だけにしか過ぎず、中産以下の人には利用する事は不可能であり、又僅かな額を利用しやうとしても不動産、有價證券等の擔保とか或ひは期限が短く、金利が高い等の理由のために、中産以下の人々は利用する事の出来ない仕組になつて居る事を、吾々は認識する必要がある。斯くの如く、少數の而も有産階級民を扶ける爲には九億圓といふ多額が、國民の負擔にしてさへも平氣で融通するに反し、多數の中産無産階級民を救済しやうとはしないのである。

かの如く、現在の政府當局者は見えるのである。何故なら僅か五千萬圓を融資するとは言ふものゝ實際に於いて借出す事が不可能に近い故、かうも言ひ得ると信ずるのである。

特殊銀行は政黨及び政商の機關、日本の特殊銀行は現在の政黨の機關といふも過言ではなく、政變のある度に、日本銀行、勸業銀行、朝鮮銀行、其の他の主なる特殊銀行の重役の變るのを見ても此の事實は首肯され得るからである、即ち二十四の特殊銀行は、其の時其の時の政黨の機關となり、政變のある度に、政黨人が總裁たるべく副總裁たるべく見苦しき椅子の争奪をしてゐる。而も是等の人は、吾々庶民階級とは、當然とは言ひ乍ら何等の關係もない、金は吾々の財布から緊縮とか消費節約とか、國家のためとかの名目にかくれて吸収しておきながら、政黨並に政商の機關となつて、其の眞の機能を發揮する事なく、多數の意思を無視して吾々庶民階級の機關とはなつてゐない、日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行等は所謂發券銀行であ

り、即ち紙幣發行權を有し、其の他各義の特權を有して澤山の剩餘を得てゐるのである、又勸業銀行、興業銀行、北海道拓殖銀行、府縣農工銀行等も、其の資金吸収の一方策として各種の債券を發行し、且つ又其の債券の賣買に依り利益を得るがために、是等特殊銀行の重役等の關係してゐる證券會社も勿論是等政黨人の機關と化して居るのである。其の一例を舉示してみれば、朝鮮銀行、臺灣銀行、勸業銀行等は、政商又は政黨人に法規を無視した特別の貸付即ち不良貸付をやつて居る。その最も著しい例は勸業銀行に於ける日本勸業債券株式會社と稱する證券會社であつて勸業銀行構内といふ一事を看板にして勸業銀行經營なるかの如く世人を瞞着して巨利を貪つて居り、尙ほ勸業銀行や興業銀行や農工銀行等は何れも自己直營の證券會社を有つて居る。そして不確實な事業や危い株券でも政黨人の持參といふ事に依つて投資し、損失を蒙つてゐるのが現状である。

朝鮮銀行は大正九年の財界不況の折り、此の缺損を暴露して日頃懇意な政黨の人々に泣きを入れ政府に頼つた結果、大正十二年に大藏省預金部より五千萬圓といふ多額を借り込み、大正十四年には、第二次整理をして日本銀行の、特別融資を受け大藏省預金部から借りた五千萬圓の利率五分を二分といふ低利に引き下げてもらつたのであるが此の金融難の世の中に、二分等いふ低利が何處にあり得るであらう、又臺灣銀行は鈴木商店に對して三億數千萬圓の不良貸付をして大正十二年の大恐慌の際には、遂にそのポロを白日の下にさらけ出すの醜態を演じ、それにも拘らず政黨人のよしみを利用して、朝鮮銀行同様預金部から五千萬圓の特別融資を受け大正十四年には是亦日本銀行資金の借出しを受け、預金部よりの借り出し利率を三分低下の二分に引下げてもらふに至つたのである。其の後兩行共整理は一向進捗せず、昭和二年の恐慌の際も、あの不始末を暴露するに至つたのである、斯くの如く、特殊銀行は、大政黨の資金の拵へ場所となつて政黨人のみ利用されてゐる。而もその金は、各種の債券や、其の他のもので吾々から吸収したものであり、之れを

一部政商、有資者、政黨人のみが利用するの矛盾が行はれて居るのである。

信託會社、保險會社も資本家の機關、昭和二年度の大恐慌の結果前に述べたるが如く信託會社の預金も増加したが、就中金錢信託が増加した、その數字的結果を示すと次の如くである。

金貨信託總額

大正十三年五月末	一〇一、五七五
同 十一月末	一三四、八一六
大正十四年五月末	一五六、一一五
同 十一月末	二二四、八二〇
大正十五年三月末	三三四、六五五
同 十一月末	四二三、〇〇五
昭和二年五月末	五三一、九六七
同 十一月末	六七八、〇七五
昭和三年 末	七九六、〇五一

然し之等の金は、僅かに全國の二十八の大信託會社に集つた、大資本家の機關のみであつて決して庶民階級の金融機關とはなつて居ないのである。又保險會社も金融機關としては、矢張り資本家閥の道具である事は勿論で、生命保險の方に於いては。千圓以下の小さい契約者が其の大部分で此の零細な契約が積み積つて昭和三年十二月末現在では五十六億五千八百萬圓餘となつて庶民階級が拂込み一ケ年の保險金高は、實に二億四千四百十四萬圓の巨額に達するのであるが、其の中被保險者に支拂ふ契約金は、毎年五千八百六十八萬一千圓であるが故に差引保險會社は、一ケ年實に一億六千五百四十一萬圓と言ふ資金を吸収して居る割合となつて居るのである、此の金を一體保險會社はどう言ふ風に使ふのかと言ふと、決して小さい保險掛金者の爲に使ふのではなくして、自分勝手に此の金を流用して自己の系統に屬する資本家閥に貸付け高利を取り以つて利益を得て居るのである。

斯くの如きは、まるで細民の金を集めて自分の道具に使つて居るといふも、過言

ではなく。今四十四の保險會社の有様を見ると、資本金百萬圓以上のものは、六社のみであつて四十四社の資本金を合計してみると僅かに四千九百三十八萬圓餘であり此の中拂込みは僅かに二千三十二萬八千七百五十餘圓である。之れを四十四社に振り當てると一社僅かに拂込資金は、四十六萬六千二百圓の割にしかならない。此の一社四十六萬といふ僅かな資本金を見せ金にして一ヶ年二億五千四萬圓といふ多額な金を庶民階級から吸収して其の中僅か四分の一か五分の一にしか當らない六千萬圓足らずの金を被保險者へ支拂ひ残りの大部分の金を自己の意の欲するがまゝに流用して居るのである、之れを以つて見ても如何に割の良い商賣であるかと察せられるであらう。

資産保險金の大小のみに依つて保險會社の善惡を判斷することは無論出来ないが其の營業の成績上から見ても是等の金の運轉に依り何れの會社も六七割の配當を行つて居る、即ち大正十四年度中の四十四社の利益金は、合計二千百五十六萬九千二

百三十餘圓の巨額であつて株主配當は平均一割七分といふ好配當なのである、而かも此の一割七分といふ配當は、四十四社の平均であつて營業成績の悪い無配當の會社をも其の中に含めてゐるのである、一番好成绩の明治生命等は七割、愛國生命では六割といふ多額を配當して居る。勿論保險會社に依つては被保險者に利益を配當するといふことを看板として營業をやつて居る會社もあるが、其の大部分は株主配當に當てるものであつて被保險者の配當は七分とか八分とか言ふ僅かな額しか配當しないのである。

然らば斯くの如く零細な保險料を一般庶民階級から吸収して斯くの如く多額の利益を株主に配當してゐるが、一體如何にして斯くの如き剩餘を得るのかと言ふと、即ち其の運用法を見るに、昭和元年十二月末現在の保險會社の總運轉資金十億一千九百三十五萬五千六十餘圓の半額以上即ち五億八千八百三十二萬七千七百七十一圓といふものが、各社債及び國債株式に投資して、其の中七割が社債株式で二割が國債の投

資に分けられてゐるのである。残りの二億三千四百八十七萬餘圓が工場財産抵當として貸付けられてあつて、又残りの二億八百七十圓といふものは、銀行や信託会社の預金となつて大商工業者の資本と化し、更らに残りの六千五六十萬圓が不動産に投資されて居るのである。

今更らに之れを立證するために生命保険で吸収した金をどの地方へ投資して居るかと言ふことを調べて見ると即ち次の如くである。

地方別生命保険投資額

東京	四六三、一一四、〇〇〇
大阪	一二四、一六〇、〇〇〇
國債	八一、九四七、〇〇〇
兵庫	二四、五二三、〇〇〇
神奈川	二三、一七三、〇〇〇
愛知	二三、七四六、〇〇〇

北海道	二一、四六九、〇〇〇
朝鮮	一九、三五〇、〇〇〇
關東	一八、一九六、〇〇〇
京都	一一、五八六、〇〇〇
新潟	一一、三一九、〇〇〇
計	八二二、五八三、〇〇〇

即ち金は田舎の地方から澤山吸収してゐるが、之れを投資してゐるのは、東京、大阪、兵庫、神奈川と言ふやうな大都會が若しくは國債に投資をなし保険加入者の少い所の支那朝鮮に投資してゐるので之れ等の點を見ても明に地方農民なり、廣く庶民階級から集めた金は、中央若しくは、大企業に投資されて居て吾々庶民階級のために利用されてゐないと言ふ事實が實證されると思ふ、若し之れが恐慌もななく平穩に有利に利用されて利益をあげてゐるならば何の故障も受けないが、一端此の貸付けた工場會社が破産するに至り、或ひは又預金した銀行が取付けになり、

又は保險會社が投資して居る社債や株券が下つて其の會社が破産をした時には、投資した金が取れないで、ひいては保險會社は破産せざるを得ない。遠い例はさておき、近い一例を挙げると、旭日生命保險會社、八千代生命保險會社等が内部の營業状態の不振のために、多數の保險契約者が非常な迷惑を受け、汗を流して一生懸命に働いて保險金をかけた多數の保險契約者は掛けた保險金が取れないのみならず其の金も返らないといふ始末で路頭に迷つてゐる哀れな掛金者も出てゐるのである。而も之等の保險會社の重役や株主は、配當や報酬の名に於いて澤山の金を取つてゐるのであるから何等の損害は無く、損をするのは、苦しい思をして、汗水流して働いて得た金を、而かも節約して掛けた掛金者、つまり庶民階級であるといふ事は餘りにも矛盾した皮肉に出來上つてゐる組織ではあるまいか。

郵便貯金の行方 次に郵便貯金であるが、此の金高は年々漸増して、就中昭和二年度の恐慌以來急激に増加するに至つた、現在では驚く乍れその總額は、十七億といふ巨額に達して居るのである。此の外に各種の金が集つて例の問題を惹起した大藏省預金部資金となつて居るのであるが、今此の預金部の内容を見るに、昭和二年十月十五日現在では二十二億一千萬圓となつて居り内譯を、示せば次の通りである。

資金の部

郵便及振替貯金	一、五六九、八四一、八二一
復興貯蓄債券收入預金	七二、六八八、三一〇
各種特別會計其他預金	三〇三、一二三、〇八五
預金部 積立金	三八、六四三、三九六
預金部 收入金	五〇、八八八、四二一
合計	二、二一五、一八五、〇三三

即ち其の大部分を占めてゐるのは、郵便貯金及び其の金利である。今是等の大部分をなして居る郵便貯金が如何なる階級から吸収されるかと言ふに

大正十五年十月逓信省調査に依り調査した結果は次の通りである。

一、貯金總高

人員	三二、二九五、六四四 人
金額	一、一七七、二九二、八三〇 圓
一人當り	二七四 圓

二、貯金高別

百圓未滿	九割三分三厘四毛
百圓以上	三分二厘五毛
二百圓以下	二分二厘九毛
二百圓以上	一分一厘二毛

割 合

即ち此の預金の九割三分と言ふものは、百圓未滿の小口の頂金で全國の一萬四千餘の郵便局の窓から一圓二圓と集つた血と汗との結晶で此の零細なる金が積り積つ

て此の巨額となつたのである。之等の資金は本來から言へば之等の九割三分を占めて居る處の庶民階級のために當然運轉すべき性質のものであるが、其の實際の運轉方法を見ると次の通りであつて其の大部分は財産家や、上層階級民のために運轉されて居るのである。

投資の部

國債證券	四二二、七一三、一六九
地方證券	二四二、七七一、五六二
勸業債券	二六四、九一四、三四六
興業債券	六三、八九八、六六三

此の内 譯

國際汽船會社貸付金	二九、二〇〇、〇〇〇 圓
日本紙業會社貸付金	四、〇〇〇、〇〇〇
合同油脂グロセリン會社貸付金	一、六〇〇、〇〇〇
東亞興業會社貸付金	九、六〇〇、〇〇〇
江西借款資金貸付金	七、五〇〇、〇〇〇
無產階級金融論	

震災地小商工業資金貸付金 一一、九九八、六六三
 其他債券 一四三、五一八、六七五

此の内

東洋拓殖會社債券 四二、九八八、〇〇〇
 朝鮮殖産銀行債券 三六、三〇五、〇〇〇
 北海道拓殖銀行債券 二四、一九四、五〇九
 府縣農工銀行債券 二一、六九一、〇七七
 産業債券 一〇、四七〇、〇〇〇
 復興債券 三、七三七、〇一四
 南滿鐵道債券 四、一一七、五〇〇
 支那政府債券 一五、五八五
 四分利付支那債券 一一、〇六四、八七五
 元利補償證券 二六、一八七、一一六
 英國大藏省證券 五四、六七四、五二七
 米國大藏省證券 二〇、六二五、五九六

米國自由公債 三、〇二六、〇〇〇

貸付金 四四二、三一九、六八九

此の内

一般會計貸付金 七九、七〇〇、〇〇〇
 米穀需給調節特別會計貸付金 八二、五〇〇、〇〇〇
 朝鮮總督特別會計貸付金 二四、〇〇〇、〇〇〇
 帝國鐵道特別會計貸付金 六五、七〇〇、〇〇〇
 朝鮮銀行貸付金 六九、〇〇〇、〇〇〇

(右金額の中六百萬圓は期黑銀行より日露漁業會社へ貸付けたるものなり)

臺灣銀行貸付金 五〇、〇〇〇、〇〇〇
 正金銀行貸付金 四二、五〇〇、〇〇〇

(右金額は、正金銀行より漢洋洋行へ貸付けたるものなり)

即ち以上の例に依つて見るに、多數の庶民階級より集められて居る此の郵便貯金は、其の大部分を一般庶民階級の爲に使用すべきが本來であるにも拘らず、その預

無産階級金融論

金の大部分は、歴代内閣の放漫な財政政策の後始末に使はれて居るのである。

政府では毎年五六千萬圓の新規公債を發行するが、之れは何時も預金部の金であるのであつて、是等の金が積り積つて現在では十二億三千餘萬圓となつて居る。此の大部分は、中央財政の便宜のため使用されて居り、残りの六億圓餘、即ち貸付金の四億四千二百三十一萬九千六百八十八圓と興業債券の六千三百八十九萬八千六百六十三圓と一億四千三百五十一萬八千六百七十五圓合計六億四千九百七十三萬八千二百六十六圓は特殊會社に貸付けられて居るのである。即ちこれ等の右内譯中、朝鮮銀行、興業銀行、臺灣銀行、正金銀行の一億六千五百一十一萬七千圓、また興業銀行の手を経て出して居る國際汽船會社、日本紙業會社、合同油脂グリセリン會社、東亞興業會社及び江西借款資金五千九百九十萬圓の二口の興業二億一千三百四十萬圓は悉く不良貸付で所謂こげ付となつて終ひ、元利とも、回収の見込のない國民の負擔となつて終つた金なのである、又正金銀行を経て漢治萍（支那鐵山及び製鐵）

への貸付金は他に比較すると割合に良好なるかの如く見られるが、これとても回収は困難と言ふべきものである。又朝鮮銀行貸付金中六千九百萬圓と、臺灣銀行の五千百萬圓の二口は、憲政會内閣以前に政友會内閣が兩行救済資金として貸付けたのを更らに大正十四年憲政會内閣に於いて兩行整理を扶けるため、從來の利率五分を二分に引下げ繼續貸付としたものである。又興業債券中、國際汽船會社の九百萬圓は是亦憲政會内閣以前に貸付けたものを貸付け當時に鮮銀臺銀と同様に從來の利率六分を三分に引下げ繼續貸付としたものである、日本紙業會社の四百萬圓は、元日本紙器會社と稱へ政友會幹部鳩山一郎氏關係の會社で前政友會内閣當時の貸付に係る物である。同社は、大正十一年後は、安田系となつて年々損失を重ねて大正十五年度末に於いては損失累計四百八十八萬八千餘圓に達した。合同油脂グリセリン會社の貸付金百六十一萬圓は、鈴木商店の關係會社で古くから貸付け、こげ付となつてゐるのである。東亞興業會社の貸付金九百六十萬圓は、日銀、興銀、三井

三菱、久原、住友等の諸會社が主として支那に對する事業資金融通に使用したのである。其他の債券總額中内譯、東洋拓殖の四千二百九十八萬八千圓は、同社が整理に屬して居る關係上、是亦利子元金共回收困難と見られて居る。斯の如く考へてみる時は、預金部の大部分の金は、庶民階級から吸収してゐるにも拘らず、政商や政黨人が自由之れを使用してゐる。從來之れ等の金は、大藏大臣の自由となつてゐたのであるが、大正十四年憲政會内閣の時、預金部運用委員會なるものが組織されて、大臣の獨斷のみにては、之れを自由に使用することが不可能となつたのである。だが此の運用委員會といふのが、亦政黨人に依り構成されて居るのであるからして、前の如き甚だしき弊害は無いとしても、矢張り此の金は、決して庶民階級のためには運轉されてゐないのである。此の預金部の内所謂低利資金となつて貸付けられてゐるのはどれ位であるかと言ふに、年々僅かに一千萬圓にしか過ぎず、之れが内務省、農林省、商工省、大藏省を經、更らに地方廳を經て所謂低利資金となつて各種の組

合若しくは社會事業團體等に資金として貸出されてゐるのである。一部預金者の庶民階級に對しては、低利と言つて非常に恩をさせて貸付けてゐるが、貸付ける利子は大抵四分五厘或ひは五分五厘で、庶民階級の懐から集めた預金は、四分二三厘であるが、決して預けたものよりも、安い利子で貸してくれて居るのではなく、而も其の反面には其の利子は、非常に安くして前述せる各種の不良會社に貸付け或ひは其の金利の二分或ひは三分に比べて利益のあるやうに貸付けてゐる。斯くの如く預金もせざる二三の特殊會社若しくは政商に二分三分の安い利子で貸付けても、而かも回收の見込のないのを見ても平氣である。然るに幾んど知らん、一般社會事業團體或ひは組合へは、五分六分の高利で而かも金額も少額のみしか貸出さないのである。昭和二年の大恐慌の時に、朝鮮銀行及び臺灣銀行、其他の休業銀行を救済した金も、大部分此の預金部から支出されてゐるのであり、此の時にも、之等の方面には多額の金を融通しておき乍ら、多數の庶民階級へは、僅か五千萬圓にしか過

ぎなかつた。而かも其の金利は高利な五分五厘であつたのである。加之借入れ條件が嚴格に過ぎ、殆んど一般庶民階級は利用し得る事が出来ず、五千萬圓の半額のみが、やつと貸付け得られたといふ實狀なのである。

預金のみを集める普通銀行、最後に残されてゐるものは、普通銀行の預金である。日本には現在千五百の普通銀行がある、之れに支店出張所を合すと大變澤山の預金の吸収機關があることになる。これ等は何れも庶民階級から零細な資金を集めて大事業家に融通するのが仕事なのである。而し資金を吸収するのは庶民階級からであり、吸収した資金は庶民階級には融通しないで資本家の資本となつて終ふのが今日の現状である。銀行の内容を調べてみると運轉資金の八割といふものは庶民階級の預金者から集めたものであり、残りの二割が資本家から集めたものなのである。昭和元年度現在に於いては、普通銀行の預金の總額は、九十億三千十七萬圓の巨額に達して居り其の資金の運用、即ち貸出しは、九十億八千三百餘萬圓であつ

て、其の内譯は次の如くである。

手形貸付	約四割八九分
證書貸付	一割四五分
當座貸越	一割四五分
コ ー ル	六 分 餘
割引手形	一割五六分
荷付爲替手形	八 厘 餘

以上の中、約半額の手形貸付一割四分餘の證書貸付は何れも銀行から擔保を要求される。擔保のない庶民階級は、之を利用する事が不可能なのである。又當座貸越といふのも其銀行と當座借越をするには根擔保が必要であり、根擔保を持てゐるか相當の預金をしてゐるかしないと、換言すれば有産階級でないと當座取引をやる事は出来ないものであるから是亦庶民階級とは無關係だといふべきである。又コールと言

ふのも、銀行相互間の機關であるが故に、吾々庶民階級には無關係である。斯の如く見て來ると、此の金額の數と言ふのは、吾々庶民階級としては全然無關係であつて、勤勉に實直に働いて而も何等の擔保を有して居ない吾人庶民階級は、普通銀行から一錢の融資を受けるさへ困難至極なのである。而して此の表の中から強ひて吾々の利用出来るものを探してみると其の貸付金の一割四五分を占めて居る證書貸付であるが、之れとてもよく調査してみると、吾々庶民階級は決して利用出来ない事が理解出來、又銀行から證書で借りる事も不可能なる事が理解されるのである。斯くの如く普通銀行といふものは、吾々の實生活と何等の關りもなく、利用する事も不可能なのである。

貯蓄銀行も普通銀行同様、此の他には、百三十の貯蓄銀行本店と、支店を合すると約七百に近い營業所とがあるが、之れとても容易に吾人庶民階級は利用する事が出来ないのである。今之等の銀行の各種の貯金の内譯を調べてみると即ち次の如くである。

種別 種類

種別	種類	現在高
普通預金		三七三、四三〇、九六八圓
据置預金		一三六、五八三、八六一
定期預金		四五三、八三八、三五三
公金預金		一三七、三六一
定期預金		九八、九三九、四一六
當座預金		三九八、四一〇
特別同		九、七七三
其他預金		四、二一三、四八〇

各種貯金々額別

金額別	口數	金額	百分比例
千圓以上	九四、三六五	三三九、八六四、五五〇	四七、〇三
五百圓以上	一一六、二七七	七四、三九八、一一一	一四、五九
無産階級金融論			三九

各種財産職業別

職業別	口数	金額	百分比
百圓以上	六〇二、二八一	二二、〇六一、八二七	二一、九七
五十圓以上	五九五、四一九	三八、六七六、一七四	七、五八
五十圓以下	七、〇三四、三七一	四五、〇一四、一六七	八、八三
總計	八、四四二、七一一	五一〇、〇一四、八二九	一〇〇、〇〇

職業別

職業別	口数	金額	百分比
農	一、五六四、六三九	五六、五三九、七六一	二、〇九
商	二、三〇一、六八七	一八二、六六八、〇一三	三五、八二
工	七〇八、一四二	四二、九五二、八二八	八、四二
雜	三、八六八、二四五	二二七、八五四、二二七	四四、六七
總計	八、四四二、七一一	五一〇、〇一四、八二九	一〇〇、〇〇

即ち以上の諸表に依つて見ると大部分の金といふものは、小賣商人や下級俸給生活者或は、農民職工の金であつて極々零細な金が積り積つて斯くの如くなつた事が知れる。然らば此の金を如何に運用してゐるかといふと先づ次の通りである。

附貸付金總保別（大正十四年度末現在）

種類	貸付金額	百分比
國債證券	二、〇四八、五五四	六、四八
地方債證券	五四〇、八九八	一一、七一
株式債券	二、七〇〇、六七八	八、五四
計	二六、三三〇、二〇五	八三、二七
地所並建物	六、八二五	〇、三五
保證貸	一九、五六八	〇、二四
信託貸	八、二三四、五七九	〇、二六
株券	一二、六六八	〇、一五
計	八、二九六、〇四〇	一、〇〇

即ち其の大部分は、有價證券に投資されてゐるので、之れは吾々と關係のないものである又地所建物の擔保株券も吾々には、關係の無いもので僅小利用され得るの

は信用貸の八百二十三萬四千五百七十九圓であるが、此の全部が貯蓄銀行の積立金の額としても、大抵のものでは、此の半額以上を定期積金の契約高の貸付をしない故、其の額の半分一千四百一十一萬七千圓餘りが銀行から吾々が利用して居る額となるのであるが、お話にならぬ小額である事は勿論である。此の他の普通貯金、据置貯金、定期預金其の他特別當座等に依つて澤山の金を預金してゐるから、之等の金を吾々庶民階級は、利用し得る事は當然の事と言はねばならぬ。斯くの如く見ると貯蓄銀行も吾々庶民階級の金融機關として利用されるものではなく、吾々の餘つた金を吸収する預金吸収機關として、其の集めた金は、大資本家の事業に廻されるやうな組織になつてゐるのが、現在の日本の貯蓄銀行なのである。現在の日本の貯蓄銀行のやつて居る仕事は例の不動貯金が始めた「名譽貸付金」と稱する貯蓄銀行の定期積立金の契約金額を、其の契約期間の來ない前、即ちよく貯蓄銀行でやつて居る三年契約の積立金を毎月幾らかづ、續け掛け、半分の年數即ち一ヶ年半其の掛

金を無事に拂込んだ者には、其の三ヶ年の期限前一年半経過した時に其の契約の金額を貸出すと言ふ制度のみが僅かに貯蓄銀行唯一の仕事として残つて居るのみで、其の他の仕事は、全部普通銀行の仕事と同様で庶民階級の預金のみを吸収する機關であつて庶民階級への貸出は全然してゐないのである。

政黨の犠牲となつた銀行重役 既述の如く單に特殊銀行が政黨の犠牲となり政治家に利用されてゐるのみでなく、普通銀行も亦政黨や政治家の機關、道具に使用されてゐる。今一例を述べてみれば、如何に政黨の惡辣な魔手が澤山の銀行を傷つけたが知れるであらう。

其の一つの例は福島縣の商業銀行であるが同銀行が、大恐慌後の昭和二年六月十三日に突然休業した。同銀行は從來憲政會系の銀行であると思はれて居り、政友會系の第七七銀行と共に同縣下の二大銀行であつたのである。處が第七七銀行は同縣の縣銀行に指定されて居つたので憲政會内閣が成ると同時に第七七銀行は此の特

権を剝奪され、大正十四年遂に同縣の、石川北會津若松及び福島市に於ける縣の公
 金取扱ひ事務は、憲政會系の福島商業銀行の特權となつたのである。所が越えて、
 昭和二年世は二度政友會の天下となるや福島商業銀行の特權は剝奪され、遂に休業
 せざるを得ざるに至つたのである。それは憲政會の時と同様に、同縣下の政友會の
 利權屋と政商の策動に依つて同銀行は休業取付になり、六月十三日遂に休業の止む
 なきに至つたのである。勿論此の裏面には、政商と利權屋との陰謀があつたのであ
 り、頭取は遂に身を阿武隈川の激流に投ずるを餘儀なくせしめるの悲惨事をさへ惹
 起したのである。これが爲に縣銀行は再び政友會系の第七銀行の手に移つた事は
 勿論である。

之れと同じ事が愛知縣にも、香川縣にもあつたのである。要するに縣銀行、市銀
 行の問題は、日本全國の其の縣市を通じて政黨の御用金の拵へ場所となつて居り、
 若し縣銀行が時の天下の言ふ事を聞かなければ、此の特權は無慘にも剝奪されて終
 ぶ、之れが爲に銀行は不本意乍らも代議士や縣會議員の言ふ事を聞いて幾らかの冥
 加金を納めなければならぬといふ有様なのである、公正であるべき地方長官や警
 察部長や内務部長迄も此の事實を默許して手も足も出ないし、知つても知らぬ顔を
 装ふて居るのである。

又今一つの面白い例は、彼の大恐慌の際臺灣の商工銀行では臺銀の餘波を受け
 て預金者の取付に達つて仕方がないと言ふので大藏省へ嘆願して來た。此の救済の
 運動に來た重役は、東京に滞在して百方内閣の要路の政治家に運動して遂に其の救
 済を受ける事となり、其の晩運動に來た之等の重役は、神樂坂の待合で澤山の藝者
 をあげて大騒ぎをやつたといふ醜體を演じたのである。銀行の取付騒ぎの救済の運
 動に來てゐ乍ら、そして又澤山の預金者に迷惑をかけるかも知れない時に、重役が
 待合で大散財をやつたと言ふ事は何を意味するのであらうか、之れ等の例は、探せ
 ば幾らもあるだらうが、要するに普通銀行も政黨の魔の手が延びてしまひ大株主

なり重役は、救済されるが、小さい預金者は、救済もされず、何時も不利益な立場にあるのが、凡ゆる金融機関に於ける日本の現状なのである。

大株主は救はれても小口預金者は救はれない、昭和二年の大恐慌の際の事を想起すると、全く茫洋として夢の如くである。あの際國民の蒙つた負擔は驚く勿れ八億七千九百四十三萬圓餘で、手つ取り早く言へば約九億圓の金が吾々の負擔となつて庶民階級の頭上にふりかゝつて來たのである、此の顛末を考へて見ると、大恐慌が起るや時の天下の憲政會は二億圓の補償を緊急勅令に依つて出さうとしたのであるが、在野黨だつた政友會は憲法違反なりと叫び出し、遂に憲政會は解散したのである、所が政友會が代つても二億圓ではとても救済する事さへ出來ず、即ち政友會が天下を取ると同時に二月間の支拂猶豫令を斷行し、日銀特別融通法案と臺灣銀行救済に關する法案とを議會に提出して、之れを通過させたのである、臺灣融資は二億圓、日本銀行特別融通法案（内地銀行救済）に依る補償は五億圓、合計七億圓を

國庫が補償するに至つたのであり、憲政會内閣のとき二億圓で濟む國民の負擔は、内閣が政友會に移つた計りに七億圓となつたのである。五億圓は政友會の天下を取つた政權獲得料といふ形である。所が此の七億圓でも未だ足らず、次第に増額して九億圓になつたので昭和二年の冬の議會に於いて民政黨の或代議士は、時の政友會の大藏大臣三土忠造君に質問した、其の答に日銀の補償案は、三四億圓位で濟むであらうと言つたのである、之れと臺銀の二億圓を合しても、六七億にしかならない筈であるのが一旦議會が閉會して一週間も経たない中に發表したのを見ると前申したやうに、三四億圓の金が總額八億七千九百四十三萬圓といふ巨額となつてゐたのである。僅か一週間の中に二三億の金が増加した有様である。然らば之等の損失は一體誰が負擔するかと言へば、皆國庫の負擔であり、國民の負擔となつて税金なる名の下に、吾々の頭の上にかゝつて來るのである。之れも小さい預金者が救済される爲に國庫が補償するならば吾々も之れを忍ぶであらうけれ共、之等の金は全然小

口預金者が血と汗とで貯金した銀行を救済するのではなく、大きい債権者や其の銀行の重役を救ふのであるから吾々は忍ぶ事が出来ないのである。此の一例を言つてみれば、震災當時臺銀の震災手形補償法案が通過して同じ國庫が支拂をした。そしてその支拂を受けたものは、安田銀行の四千五百萬圓、第一銀行の二千萬圓、田口の百七十萬圓等を筆頭に二十二の銀行であつた、所が臺灣銀行が前から内容が良くないと言ふ事は素人でも分つてゐる事で、斯様な不良銀行へ高い金利で以つて貸出した銀行は救はれるが小額の預金をした預金者達の銀行は決して救済されないのである。今度昭和銀行がこれ等の休業銀行を合併して其の支拂をしたが、其の支拂額は皆半減されたのである。即ち大口の不良の高い利子で貸付けたのは全部完全に支拂ひをしたが、小口の預金者には半分しか支拂はない、と言ふのである。銀行の内容の悪い事は大藏當局でも、政黨人でも知悉してゐるにも拘らず内容の調査だにせず、又之れを知り乍らも之れを救済し之れを國民に負擔させると言ふ事は一體

何の故であらうか、まことに俯に落ちない次第と言はざるを得ない、又特別融通法に依つて昭和銀行に貸付けられた金は、法律に依り貸付金利は三分となつてゐるが之れとても普通の預金者の利率よりも非常に低いのである。所が、十五銀行や昭和銀行は、此の貸付金利を二分に引下げる運動さへやつたのであるが一體世界の何處に二分位の低利で融通する所があるであらうか。若し二分の金利で融通するならば、中小商工資金や、産業組合へこそ融通すべきであると思ふのである。然るに庶民階級を救ふ低利資金は五分六分の高利であり、資本家、大株主への融資は二分三分だとはまるで反對の事實であり理由が那邊にあるか解らないのである。

第三章 歐米諸國の無産者金融制度

米國

▽モーリス式勤勞銀行 此の銀行は今から丁度五十年程前に米國の北カロライナ州に生れたモーリスと云ふヴァージニア大學の法科を卒業した辯護士の創案になつたものである。同氏が辯護士開業中諸所の銀行の法律顧問をやつて居たので、當時資金に困つたサラリーマンや、小商工業者や多數の勞働者は同氏に其の資金の世話を屢々頼みに來たのである、所が氏は一其の當時のアメリカの普通銀行では、手數ばかりかゝつて利益の薄すい之れ等の小額資金を貸出すことをせず中産階級以下の人々は資金融通の途がないので、仕方無く泣く泣く金利の高い高利貸の所へ行くやうになり、又高利貸も之等の弱點を附け込んでドン／＼高利を食ると云ふ現状をみて

一つ之等の害毒の多い高利貸を退治る爲め新しい中小産者の爲めの金融機關を創設したい」と云ふ希望を持つたのである。

そしてモーリス氏は之れが爲め歐洲各國の下層金融機關の研究をし、之等のもの短を捨て長を取つて出來た一種の金融機關が即ち此のモーリス案、勤勞銀行である。

モーリス氏は種々の案を比較研究した末、諸外國に於ける信用組合で國家の補助を受けて居るものは其の悉くが失敗に歸して其の業務の取扱ひが不親切で且つ収益を上げて居ない事を知り、又一方慈善的の要素を含む貸金制度は借入人の獨立心と勤勉とを妨げて借り手を意地無しにする弊害の有る事を觀破して結局此の種の機關は營利本位でなければならぬ事を主張し、一千九百〇一年三月二十三日ノーフオーク信用貯蓄銀行と云ふ名稱で資本金二萬弗で開業した。事務所は或るビルディングの六階二室を借入れて行員は一人も雇はず二三の同僚に毎日午前中だけ訪問客と會

見して貰ふ約束で始めて其の事業を開始したのである。

A 銀行の根本方針 モーリス氏の新銀行が採用した原則は大體左の通りである。

一、資金の貸出は借入人の人物及其の人の収入を以つて貸出信用の基礎とする
こと。

二、借入人の収入状態に應じて返済期限を相當にする事。

三、貸金の用途は常に重要であり且つ有用な用途に使用す可きものであること
以上の通り總て借入金は經濟上必要のものゝみに限られて居るから借入金の亂費
を防ぎ、且つ銀行は回収不能の危険率を尠くするのである。

B 償還方法 借入金の償却方法は借入人の収入の状態に依つて之れを決定する
のであるが其の期限は一ヶ年以内である。其の方法は月賦又は週賦で毎回一定額を
銀行に拂込ませ銀行では之れを貸付金の償却基金として預かり其の金額が一定額
に達し貸付金の期限が満期になつた時右の基金と貸付積立金とを相殺決済するので

ある。右の期間中は此の積立金が借入金の擔保となつて居るのである。

C 借入方法 モーリス銀行より借入金をなす手續は次の通りである。借入希望者
はモーリス銀行に到り借入金申込書に要求事項を書入れて提出する。モーリス銀行
は質屋でないが故に質物は受取らず、また動産の擔保、給料受取委任の手續を取ら
ぬ。たゞ保證人として確實な人物を二名要求する。銀行が貸付を承認すれば借入人
及び保證人は連滞にて約束手形に署名し、同時に同額の賦拂出資證書即ち丙種證
書を引受け抵當として提供する、この證書は借入金が五十弗に達する毎に一通にす
る。約束手形は通常一ヶ年を期限としそれ以上に延びる事は無い。銀行では手形面
金額より所定の利息及小額の取扱手数料を差引き手取金を借入人に拂渡す。茲に注
意すべきは借入人は借入金に對しては支拂をせぬ事である。借入人は借入と同時に
引受た丙種の出資者となり、引受證書一通に付一週一弗の割合で五十週間賦拂を繼
續する。五十週の終りには丙種證書への拂込金額は借入金と同額に達する。而してそ

の後二週間に於て約束手形の期限が到来すれば、借入人は丙種證書を銀行にて現金に替へて銀行への出資者の一人となり、借入金金の返済には他の適當な方法を取つても良い。乙種出資證書には年利五分乃至六分の利子を附し、利拂は貯蓄預金と同じく年二回である。

D 運轉資金の出所 モーリス式銀行の運轉資金は三種類の財源より供給される。その一つは甲種證書の發行即ち普通の資本金で、この證書の所有者のみが投票權を有する。その二つは乙種證書即ち五分乃至六分付出资證書を一般公衆に賣出して得る所の資金である。この種類は借入がモーリス式銀行に必要缺くべからざるは、その利息が商業銀行や貯蓄銀行の定期預金證書に比べて高率なものである。乙種證書による金は決して安いとは言へない。單に金利上より計算すれば、他に有利な財源もあらうが、此の種類金は廣告料の掛らぬ貴重な廣告である。巨額な乙種借入金金を有する銀行ほど評判が良く、自然良質の借入人が集まり利益が樂に擧げられる。

大概の洲ではモーリス式銀行は預金の取扱を許されぬ。

その三は丙種證書で、これは賦拂出資證書とも稱し、第廿五回目の賦拂金支拂後より利息を附する、但し後述の如く貸付金の抵當となれる場合には賦拂金額終了の上、乙種證書に引替られるまでは利息を附せぬ。

以上が銀行の主要なる財源であるが、資金に不足を訴へる時は商業銀行に融通を求むる場合も無いではない。

E 貸金の裏書人 新銀行創設の初めに當り、モーリス氏は借手の人物とその人の収入能力とが貸付擔保として最上のものであるとの確信を拘いたのであるが、其の後實務を経験して行く中に、借入金金の借用證書に二名の支拂保證人を要求するの必要を認めてきた。併しその保證人の資格には大して面倒な條件があるのでは無い。たゞ借入人の友人で、借入人と同じく一定の収入力を有つ確實の人物であればよいので、特に財産を所有する必要はない。銀行はかゝる友人の支拂保證により借入申

込人の人物に就き調査する時間と費用とを節約する事になつた。

法律上より見れば支拂保証人は借入人の支拂不能の場合には責任を有つのであるが、銀行實務に經驗を有つモーリス氏はよくこの場合に非る限り保証人に迷惑を掛けては銀行營業の全體が不評判になる事を承知してゐた。併し幸にして支拂不能になる損害は至つて僅少であつた。

F 不拂金の取扱。モーリス式では借入人が丙種出資證書の拂込の途中に於て、その賦拂金の拂込を怠る時は怠慢に對し少額の罰金を課する。未拂が一週以上に亘れば保証人に通告を發し、尙も拂込がなければ約束手形の期限が到來する事になる。法律手段に依り手形金額の回收を計るのは他の凡ての手段を盡して効の無かつた最後の場合である。借入人が乙種出資證書の所持人であれば、その證書を擔保として別に保証人を要せず、また利息も他の場合よりは低率のものを適用す。最初はモーリス銀行にて借入人であつた人が、後にはモーリス式證書を所有し銀行出資者とな

つた人はザラにある。併し乙種出資者になるには必ずしも一度は借入人になる必要がある云ふのではない。

G 附帶事業。モーリス式保險會社及びモーリス式小賣引受所は、本來のモーリス案の擴張である。保險會社の目的は、連帶者及び借入人の遺族が、借入人死亡に基く損失を保險することにある。小賣引受所制度は、目下驚くべき長足の進歩を爲しつゝあるもので小賣購買の上に一新紀元を開いたものである。その遣り方の詳しい點は餘り込入つて居るからこゝには略するが、今迄の如く、一割二割甚しきは三割の割増金を支拂ふことなく、しかも現金買に近い値段で掛買を爲すことを得せしめると云ふ案である。モーリス式銀行は商人に現金を渡す。買手は一箇年の間にこの金額を銀行に償還する。但し世間普通の六朱の割引になつて居る。この制度は、家具や勞力節約の諸道具や、自動車や、電氣裝置や、その他類便の便宜品の購入に適用するために考案されたものである。

以上がモーリス式による銀行經營法の大要であるが、詳細の點は地方の實狀、法律關係により多少の相違がある。

此の銀行は前にも述べたやうに一九一〇年ノーフオーク市にモーリス氏に依つて設立されたのが一番最初であるが、其の後翌年の一千九百十一年の六月にはアトランタ市に於いてホワイト氏に依つて、又翌十二年の二月にはボルチモア市に於いて開業され、續いて華盛頓、リチモンド、セントルイス諸市に設立され、開業五年の後にはノーフオーク信用貯蓄銀行の名稱を現在のやうにモーリス銀行と改稱して紐育市に侵入したのである。そして現在では亞米利加全國內三十八州に亘つて營業せる銀行數百八を數へ、支店數は二十八に及び米國の主要都市百二十に其の勢力を揮つて居る。又紐育市にはモーリス、プラン、コーポレーション、オブ、アメリカと云ふ親會社が出来て全國の系統銀行の統一をして居るのである。

H 庶民銀行との比較

(一) 兩制度とも、小資本を適度の利息にて個人に貸付ける。

(二) 兩制度とも營利主義に社會道德性を含め、一方に高利貸の勢力を壓迫し、他方に借入人に規則正しき支拂を教へ、勤儉貯蓄の良風を奨励する。

(三) 兩制度とも慈善主意を排し、貸金の利率は純商業的の立場より算定する、また公共團體より金銭上の補助を受けぬ。

相違せる點としてはモーリス式は一般個人出資の資本により經營し、借入資格のある人には何人にも貸付けるに反し、歐洲庶民銀行は組合員組織となつて居り、運轉資金は組合員の出資に俟ち、貸金は原則として組合員のみに限られる。

▽ ナショナル、シチーバンク ナショナル、シチー、バンクの小額信用貸付制度は其の組織が大體モーリスプランと同様の方法である其の施設の概要を示せば即ち左の通りである。此の制度はナショナルシチーバンクの外に米國に於いてはルイズナショナル銀行及紐育のエミグランド、インダストリアル銀行でも同様の小口金融を

やつて居る。

一、貸付金額 一口最低五十ドル 最高一千弗。

一、貸付期間 最長一ケ年。

一、保証人 貸付につき擔保は不要なれども原則として二名の共同振出人兼保証人を必要とする。但し擔保品ある時は保証人不要。

一、利息 年利六分として貸付金額より之れを差引く。

一、資格 貸付を受け得る人は年齢二十一歳以上の男女で滿一ケ年以上ニューヨーク市に在住し、勤くとも六ヶ月以上現在の職業に在り且つ其

の仕事が永續的のものであること。

一、返済方法 償還方法は毎月又は毎週一定額をナショナル、シチー、バンク

の貯蓄金係に拂込み一年後には貸付金額と同額になる様定期積立金をなすこと。然かし此の積立金に對しては毎月復利にて年利三分の

利子を付して計算する事。而して右の積立金は貸付金の擔保となして置く事。

一、過怠金 右の積立金を定時に拂込みを怠つた時は一弗につき五仙の割合にて過怠料金を納むる事。

一、満期 貸付満期には右の積立金と相殺決済する事、萬一借主が貸金返済期日前死亡した場合は右の貸金は免除せられ保証人も借主の遺族も一切の債務を免除せられる但し此の場合右の積立金は銀行に徴収するものとす。

▽スモール、ローン、アクト ラツセル、セーシ財團が米國の中小商工業者及勤勞階級を高利貸の暴利から解放し、資金の借り主に合理的な収入と安全な生活を與へる目的で諸制度を研究の結果此の案を得たものである。而して此の制度は今や亞米利加合衆國の諸州で一つの法律となつて制定せられてゐるのである。現に米國

四十八州中二十三州に此の法律が實施されて居る。而して其の規定は州に依つて多少の相違はあるが大體左の様なるものである。

一、此の法律に依つて少額資金の貸付業を開始せんとする者は其の州の銀行局の認可を受く可きこと。

一、一口貸付金額は最高三百弗限度とす。

一、利息は月三分乃至三分五厘とし毎月末支拂未済の金額に對して之れを徴收するものにして、借入の始め割引の形にて之れを天引にて差引く事を許さず。

一、此の法律に依る銀行は預金を受入るゝ事を認めず。

一、普通銀行は本業を営む事を得ず。

此の法律に依つて現在米國に於いて營業を開始して居る會社は前記二十三州に於いて二千二百餘を算して居るが其の大部分は獨立經營である。極少數のものゝみか他の持株會社の經營にかゝるものである。

而して其の營業成績は何れの會社に於いても貸付金額一日平均百弗内外で平均貸付期間は二十ヶ月位、又貸付方法として各種の動産擔保、個人保證、貸銀書入れ等であつて元利は月又は週を單位として割賦拂である。

▽救済質屋貸付協會 本協會は一八九四年の三月一日議會を通過した法人に關する特別法律案によつて從來紐育市に在つた慈善事業協會から獨立して設立されたものであつて、其の目的は「紐育市民の窮迫した經濟狀態を救済する爲め動産を抵當として貧民に、相當の利率で金を貸す」爲めに設立されたものである。其の組織は歐羅巴各國白耳義、佛蘭西、獨逸、伊太利、埃太利、和蘭、西班牙等に於いて行はれて居るモンド、ビエテ（公設質屋）を法人組織でやつたものである。

貸出金額は一人最高五千弗迄であつて貸出金額の半分以上は二十弗以下三分の一は三十弗以下で一人の平均貸付額は一九一八年には五十三弗である。期限は一ケ年以内、利率は一ヶ月及び其の端數に對して一朱と定め半月分の利子を以つて最低限

度の利子として居る。流質期限は一年で貸金不拂になつた擔保品は毎月公競賣によつて賣却する。擔保物は質物として取り得る一切の品物である。

本協會が營業を始めた事が原因となつて、紐育市中の質屋業者の利率も實質上の減少を見るに至り、彼等の營業方法も著しく改良せらるゝに至つた。本協會は借入人に對して、その有する法律上の權利も教へてやつた。そして擔保品の賣却に依つて生ずる剩餘金は、法律上當然彼等借入人に歸すべきものである事を彼等に於て要求するに至らしめた。本協會の實例は全国各地に多くの救済貸付協會を起した。

初め慈善事業上の試みとして始まつた本協會は、遂に小口貸出銀行中の最大なるものとなつた。社會的價値の大なる一機關にして、金融上の健全なる一施設となつた。白耳義及び獨逸のモンド・ピエテの施設と同じく、その剩餘金收入は、事業の擴張に使用せられたのである。又收入剩餘金は、使用人の年金の保證として又協會の財産の基礎を危くする事あるべき各種の不慮の災害に對する保險として役立つ

のである。その出資株式は、個人又は團體にとりての健全にして理想的なる投資物として、一般に廣く認められるに至つた。

▽建築金融組合 米國に於ける建築組合は又建築金融貯蓄協同組合とも協同銀行とも呼んで居るが歐洲大陸では建築會社と稱して居るものである。

一、目的 建築金融組合は一面に於いて建築を目的とし、然かも一般的住宅、又は商店等の建築をも助けるのを目的とし、他面に於いて之れを互助協同的に會員の勤儉貯蓄に俟つのであつて貯蓄機關として活躍して居る。現に米國に於いては從來貯蓄銀行と並んで否寧ろ米國に於いて最大にして最有力な貯蓄機關として多數民衆に便宜を與へ勤儉の風を教へ然かも他方極めて多くの建築をなさしめて居る。

一、法律上の性質 建築組合は其の目的上協力と自治とによる組合の性質を有するものであるが其の法律上の形式は營利會社である。従つて之れが組織には形式上全く會社と同一な法律上の手續等によるものである。初期に於ける建築組合は

何等の特別法がなかつたから、組合員の貯蓄を信託關係によつて受託し組合は更らに之を組合員に貸付ける形式を取つて居たのであつて、法律上では全く組合として認められて居た。

所が一八五〇年ベルシルヴニア州法は建築組合を合法的に會社とする事を認め爾來各州に於いての立法は、悉く會社として之れを認むる事となつたのである。

一、現状 建築組合の米國に於ける發達の状態を示せば左の通りである。

組合數	組合數
一八七八年	一八一九
四三三	七、六九九
一八八三	一八二〇
一、〇二二	八、七四二
一八八八	一九二一
五、一八五	九、三六四
一八九三	一九二五
五、五七九	一〇、〇〇九 (會員數七〇〇萬入)
一八九三	
五、八三八	
一九〇八	
七、五一三	
一九一八	
七、四八四	

一、會員の階級別 最も興味ある事は會員の職業別であつて此の組合が如何に第四階級に生活の安定を興へて居るかを知らる事が出来る。

主 婦	主 婦
勞 働 者	二八、二八%
職 工	二三、三八
小 商 人	二三、一五
工 場 雜 役	一九、五一
事 務 員	一四、〇七
自由職業者	一〇、〇五

▽失業基金制度 米國労働統計局の調査によれば米全國に於ける労働組合及國際組合合計百六十一組合の中、失業基金制度を實施して居るものは左の三組合である。

- 一、米國ダイヤモンド工扶助組合
 - 一、獨米印刷工組合
 - 一、工匠合同組合
- 所屬組合員四千七百七十八人

右の中ダイヤモンド組合は非常な成功であつて其の手當も豊富であり且つ継続的に支給されて居る。其の理由は元來ダイヤモンド切斷の作業は一つの専門的技術であつて、其労働者も自然他組合の労働者と違つて獨立した地歩を占め、全部組織化されて居るからである。

獨米印刷工組合は一八八五年以來失業手當を實施して居つて其の額も割合多額である。所が近年組合員の激減と失業者の増加した爲め手當の支給が財政上の一大難關となつた。

工匠合同組合では地方的に行ふ方が、より中央的に行ふのより、より一層有効だと云ふ事と及現在のやうに經費の嵩む時期に於いて失業手當制度を施行する事は、機宜を得ないと云ふ説が盛んで目下組合内部で失業手當廢止論が喧しくなつて居る。今左に此失業基金制度の實例の一つとして、ダイヤモンド工扶助組合の規定を示してみると。

ダイヤモンド工扶助組合

組合員 五〇〇人

創設 一九一二年

- 一週失業手當 失業第四週間迄は毎週七、五〇弗、以後は一日一、二五弗
- 一ヶ年の最高限度 十三週間又は七十八日分
- 組合加入期間 徒弟修了者十三週間以上、新規組合員二十六週間以上
- 待 期 就業各四週間以上毎に三週間以内とす
- 支給の停止 理由なくして辭職した場合、適當の勞務に就く事を拒否したる場合
- 組合基金 一週當り二十五仙の掛金を以つてす
- 詐欺防止 一週二回以上勞働時間内に組合事務所に出頭し失業カードに署名せしむ

▽労働銀行

一、労働銀行の沿革 米國の労働銀行は如何にして創立されたか？その沿革を一瞥して見やう。

米國に於ける労働銀行運動の發祥地は機關手組合 (Brotherhood of Locomotive En

（Ginsert）であり、その指導者は會長のストーン（Warren S. Stone）であつた。労働銀行創立案が最初に同組合大會に提出されたのは既に一九一二年であり、三年後の一九一五年大會に於て始めて通過を見た。けれども時恰も大戦中だつたので諸種の事情で實現が遅れ、一九二〇年ワシントンで最初の労働銀行の創立を見た後六ヶ月にして、ストーン等の有名なクリーヴランド労働銀行が創立された。

この新運動は、富力激増して労働階級から絶大なる歓迎を受け、各方面から奇蹟的な金の流入を見、銀行の資産勘定は創立二年の後二千七百弗の巨額に達した。

この成功に有頂天になつたストーン一派の幹部は、労働銀行を全國に普及せしむる大計畫を樹てた。その結果翌年直ちに二行、一九二二年に五行、一九二三年に八行、一九二四年には一躍十六行、其の後三行の増設を見て、一九二七年末迄には他組合經營のものを合せて總計三十六行に達した。僅か八ヶ年間にかくの如き飛躍的大發展を示したことは、労働運動のいかなる部内に於ても、また資本家企業に於てさ

へ稀にしか比類を見ぬ異数の成功であつた。

けれども、労働銀行運動が單なる組合金融機關、庶民金融機關たるに満足しないことは前述の通りで、蓄積せられたる巨額の資金は當然最も有利なる投資口を求めなければならなかつた。そこでストーン一派の計畫したものは、労働保險會社、事業會社、投資會社等の經營であつた。その結果、一個の機關手組合の投資經營する全企業の資本總額無慮一億弗（一九二七年）の巨額に達した。

その内譯を表示すれば左の通りである。（いづれも主要なもののみを掲ぐ。）

（イ）労働銀行

所在地	資本額（弗）	資産額（弗）
クリーヴランド	一、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇
ハンモンド	二五、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇
スポーケン	二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
ヒリヤード	二五、〇〇〇	二三六、二八六

無産階級金融論

シヤトル	二五〇,〇〇〇	一、一二六、六二一
タコマ	二〇〇,〇〇〇	二、九二九、三三八
サンフランシスコ	五〇〇,〇〇〇	二、五〇〇,〇〇〇
ノッチンガム	七五,〇〇〇	八二三、六九四
ボストン	五〇〇,〇〇〇	四、一三五、八二八
フィラデルフィア	五〇〇,〇〇〇	一、九四二、三三九
バーミンガム	五〇〇,〇〇〇	一、九五七、五九八
ヒュイヨーク	七〇〇,〇〇〇	七、二五〇,〇〇〇
ポートルランド	二〇〇,〇〇〇	二、三二七、二〇七
ミネアポリス他組合と共同	二〇〇,〇〇〇	—
スリーフ・オーフス(別名)	二五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
サラオマ	一〇〇,〇〇〇	—

(ロ) 投資會社

ブラザーフット土地會社

資本額(弗)
一、〇〇〇,〇〇〇

ブラザーフット投資會社	一〇,〇〇〇,〇〇〇
紐育エンバイア會社	七〇〇,〇〇〇
紐育機關手組合證券會社	三,〇〇〇,〇〇〇
加州ブラザーフット投資會社	一,〇〇〇,〇〇〇
ニューイングランド機關手組合證券會社	二,〇〇〇,〇〇〇
太平洋ブラザーフット投資會社	四,〇〇〇,〇〇〇
ペンシルヴァニア機關手組合證券會社	三,〇〇〇,〇〇〇
南部機關手組合證券會社	二,〇〇〇,〇〇〇
合同土地會社	一,〇〇〇,〇〇〇

(註『ブラザーフット』とは機關手組合 (Brather hood of L. E. 略稱))

(ハ) 補助的事業、事業會社其他

- ブラザーフット時計會社
- 熔鑪會社
- 大平洋エンバイア會社
- ユニヴァーサル金融會社

無産階級金融論

- 大平洋保險會社
- 燃料配給會社
- フザーフット信託會社
- サンダスキー石材會社
- サンゼーム食料品會社
- ホバート・ストーン會社
- ユニヴァサル・モルトゲージ會社
- 商事興信所
- 商事興信會社
- 其他

(ニ) 不動産其他投資

機關手組合本部ビルヂング	(價 格)	一、一七六、七五一弗
機關手組合銀行ビルヂング	(價 格)	六、六〇〇、九三四
パーク・レーン別荘	(價格及負債)	二、八〇〇、〇〇〇
ロール・リッザー炭坑	(投 資)	二、八〇〇、〇〇〇

エキタブル・ナイフ・ビルヂング (投 資) 二、三九四、〇〇〇
 ヴァエニス(在フロリダ州) (大部分投資) 一六、〇〇〇、〇〇〇

機關手組合の投資及び企業右の如く驚くべき廣汎なる範圍に亘つてゐるが、茲に擧げたものはその主要なるもののみであつて、これ以外にも世間に知られてゐない事業がまだ相當にある。例へば、紐育エンパイア・トラスト會社(資本金九千萬弗)に對する投資の如きがそれである。更に組合幹部が個人として經營してゐる事業もあり、その好適例をなすものにストーンが自ら社長となつたラヂオ會社(資本金一千万弗)がある。

これ等直接に組合の事業と認め難きものを除外するとしても、銀行を始め投資會社、不動産、事業會社其他一切の資産を合計すれば前述の如く一億弗の巨額に達するのである。これが一個の勞働者の組合の事業であることを思ふと實に驚嘆の外はない。

尙機關手組合以外の經營にかゝる労働銀行の主なるものを挙げれば、

名 稱

聯合銀行 (紐育)	二〇、九二一、一五〇
合同被労働者銀行 (紐育)	九、二九三、四二二
電信技士銀行 (セント・ルイス)	七、六七五、七〇〇
労働協同組合銀行 (バスターソン)	五、六八九、〇〇〇
鐵道書記銀行 (シンシナチ)	四、九一八、〇〇〇
インターナショナル銀行 (紐育)	四、三二〇、〇〇〇
マウント、ウアーノン貯金銀行 (ワシントン)	三、九八六、〇〇〇
労働國民銀行 (ニューヨーク)	三、五六七、〇〇〇

之等諸銀行をも加へて、米國に於て労働組合その他の労働團體によつて經營される銀行三十六、投資會社十一、生命保險會社三、その他各種の事業、この總資産額は、一九二七年十一月現在に於て一億五千萬弗に達した。

一、労働銀行の特質 労働銀行の普通商業銀行と異なる特質點は次の通りである。

1. 労働者による經營。
 2. 株主分配額の制限。
 3. 預金利率の高率。
 4. 預金者への利益分配。
 5. 資産の保全。
 6. 労働組合との特殊關係。
 7. 労働者への特別奉仕。
- 一、労働者による經營 労働銀行は労働組合と其組合員によつて所有せられ經營せられて居る。故に株式の、多數の投票權は組合によつて制せられてゐるのである。之等の組合は普通の個人株主と同様銀行の破産の場合其の所有株式額面の二倍の責任を負ふものである。

労働銀行も普通銀行同様、合衆國の聯邦法又は洲法に従つて登記を要する。其の

内容に就ても亦、普通銀行同様厳密に検討せられる、労働銀行の経営當局並に其の事務員は労働組合事務員、實際銀行家、或は財政的の有力者であつて、労働階級に同情を有する人々が選ばれるのである、然し乍ら各銀行の重役の多数は労働者により制せられて居る。労働銀行の管理並に事務は経験に富んだ銀行家によつて行はれ、組合の事務員若しくは聯盟組合が之れに参加するのである。各人は規定数以上の株券を所有する事を許されない。其の持株数は概ね三株である。組織としての組合が銀行を經營した場合には其の「事業公告」は労働新聞や組合報を以て預金者や組合員に發表せられる。

一、株主分配額の制限 労働銀行は株主への分配額を最高一割以下に限定してゐる。クリイヴランドの機關手協同組合全國銀行に於ける純粹株主投資の利益の如きにあつては其の分配額實に九分に過ぎないのである。經營第一年度及其の翌年に於いてクリイヴランド銀行の配當は六分乃至八分であつた。労働銀行は私の調査の

範圍に於いては總て財政的成功を收めてゐる。

一、預金利率の高率 労働銀行は預金利率おほむね四分である。此の預金が労働銀行の財政的内容を形成してゐる。其他に銀行利得ある事勿論である。クリイヴランドの機關手銀行及其他に於ける小切手利率は五百弗超過額に對し一日二分である預金並に小切手の利子は第一日より算入せられる。

一九二三年末に於いてクリイヴランドの兄弟協同銀行は大約一萬五百弗の小切手額、及其の倍額の預金額を有する。同年に於けるニューヨークの組合聯合銀行へ、(一九二三年四月創立)は一千六百十四弗の小切手額及四千七百九十四弗の預金額を有する。一九二三年十一月一日現在の機關手銀行の貸方は三百五十八萬七千九百五十一弗六十四仙、同じく借方は一千八百五十二萬五千四百八十三弗一四仙に上つて居る。労働銀行は州廳並に政府の預金を預かる。ニューヨークの組合聯合銀行は聯邦準備制度の組合銀行であつて其各種の手形は聯邦準備銀行で割引せられ得る。

ニューヨークの聯邦銀行は聯邦準備制度の組合銀行で小賣商人、地方的、國際的組合、儲主聯合、政治的、愛國的、友愛的、宗教的團體國家及ニューヨーク市ニューヨーク州の國法信託資金、並に合衆國郵便貯金の預金銀行なる旨を宣言した。

一、預金者への利益分配 預金利子四分、小切手利子二分の支拂の他に労働銀行は預金者に對して利益の分配を實行してゐる。クリーヴランド銀行の副頭取、エイパーバアンズは云つてゐる、「株主と預金者との相互利益に充當する純益の基礎的割合を決定して以來、利益は現金配當の形で預金者に復歸するのである。一九二三年下半年に於ける株主への配當額は、概ね預金者配當額と同じである。此の純益に對する預金者の配當要求權の確認は、不斷に増大する預金者團により異常の歡迎を受けてゐる。」

一、資産の保全 一九二三年末のニューヨーク組合聯合銀行、及クリーヴランド機關手兄弟協同組合全國銀行の報告は次の如くである。

聯邦銀行の總資産三、七一九、一五八弗五二仙中二、二九四、三四七弗五二仙は「主として聯邦準備銀行に於ける割引に充當せらるべき」コールローン及割引額である。聯合銀行の總資産二、六二二、八五五弗六三仙中、一、〇三二、九四三弗五〇仙はコールローン及割引額である。又兄弟協同組合銀行の總資産二四、七三四、七二二弗九八仙中貸方ローンは五、一三一、四二三弗七八仙で、普通ローン及割引額は三、五九五、九七三弗八九仙である。即ちローンは合計八、七二七、三九七弗六七仙である。

労働銀行は保守的に歩んでゐる。財政的司法的性質に於ける保全に加へて、今一つの重要な事がある。其れは労働銀行の事務員は單に銀行事務員としての責任以外に、労働組合中に責任ある地位を有してゐる事である。故に彼等は其の他法を危険に類せしむる事なく、又組合の安固を脅かす事もしない。其れ故に、彼等は普通銀行員を彼等の周圍に置いて、銀行組織の安全を圖つて居る。労働者指導者も亦、勞

労働銀行維持の才幹を示して居る。鐵道機關手火夫兄弟組合の大會に於ける演説に於いて、クワイヴランド機關手組合銀行頭取ワアレン、エス、ストーンは次の様な事を云つてゐる。即ち「労働銀行業の困難な事は落花生商、雜貨屋の困難と選ぶ處はない」と彼は又豫言して曰く「若し労働者が自ら銀行を經營するに至れば、彼等は十年を出でずして一國の財政力を支配するであらう」と。

一、労働組合との特殊關係 労働銀行は單なる無産者金融の機關のみではない。それは亦別に投資を營むものである。労働銀行はかくして労働組合の所有金を以つて利益を收めて居る。かゝる利潤は常に數十萬弗に上つて、其の資金が普通銀行にある場合の利子を常にしのぐものである。労働銀行は労働組合其他の進歩的運動の唯一の資金融通機關である。クワイヴランドの機關手銀行其他多數の労働銀行創立に盡力したダブリュー、エフ、マツカレプ氏は遂に現在に於いては自分の經營する労働銀行を所有するに至つたが、彼れが運輸海上従業員兄弟組合の大會に先つ

てステートメントを發表して次の様に云つてゐる。

「吾人はクワイヴランドに於ける、小商店の運動に努力して來た。且つ彼地の労働組合を援助した資金は其の少からざる額に達して居るものであつて組合へ財政的基礎を與へた。又吾人は彼北ダコタ銀行の没落に類した時、之に五萬弗を融通して之を救済したのである。そして此の金は現在返却せられつゝある。吾人が五萬弗の社債を買入れ、之を貸與しなかつたならば恐らく彼銀行は閉鎖するの他はなかつたのであらう。吾人は又西部の小麥農夫に五十萬弗を融通して、ミネアポリスの惡徳漢の奸策から彼等を救済したのである。且つ其れ等融通せるものは總て完全に返済せられてゐる」と。

罷業の際に於いて常に資本主義的銀行及個人企業の銀行が信用證券の抑制によつて労働者を壓迫した事は労働銀行によつて取り除かれて居る。商業銀行は多くの場合労働者を壓迫する爲に個人企業者に依つて利用せられるものである。現にロシア

ンゼルス及サンフランシスコに於いては組合の印章を押した手形をさへ受取らない故に労働者が其の資金を労働銀行に融通するの機會は、銀行家及其の支配者を牽制する一方法である。労働者の意嚮を以つて其の企業者に資金を融通せしむる方法は労働状態改善の他の一方法である。其の健全をさへ示す事が出来れば、労働組合、産業組合によつて行はれる企業に對する信用も亦擴張する事が出来る。

一、労働者への特別奉仕 労働銀行は個人銀行家に其の所持金を託する事を好まざる労働者に對して銀行の便益を教へるものである。英語を解せざる者に對しては通譯が付き、主要諸國の代表者は労働組合の執行局内と同様に労働銀行の行員中にも同様配置されてゐる。シカゴ及ニューヨークの聯合銀行は、ロシアに親戚を有する者に對して特に奉仕をする。そしてソヴェイエト聯邦への送金は總て弗貨を以てしてよいのである。そしてかゝる方法を以つて送金せられた額は實に三百萬弗に達する。

汽船切符の取次も亦相當進展して來た。労働銀行は債券部と同様に抵當權又は不動産を以て預金を安全に營利の道に導く事を助けてゐる。預金者は住宅を建て或は之れを買ふために銀行の補助を受ける事が出来る、小額貸金は、借入のため普通商業銀行へ行つても相手にしてくれぬ者、又は其の目的を達し得ざる者に對して爲される。労働銀行の營業時間は労働者に取り都合に出來てゐる。ニューヨークの聯邦銀行は普通には午前九時から午後九時迄、日曜は午後五時限りである。労働銀行の所在地は成る可く労働者の就業地方に置く様にしてある。

▽信用組合 米國に於ける信用組合は一九〇六年アルフオンス、デジャルダン氏がレグイス市にコーオペラチブス、バンクを創設されたのに始まる。此制度は新 英 蘭士の貯蓄銀行に伊太利のルザツチ氏信用組合と獨逸のラ式の組合とを取り入れたものである。續いて同市の田舎と對岸のクエベック市に出來て茲に三つの信用組合が出來たのが米國に於ける信用組合の創始である。爾來ニュー、ハンプシヤ。マサ

ツチユツセ。ツノース、カロライナ。紐育。ロードアイランドの各州に出来たのである。最近の報告を総合してみると其の設立許可を受けた組合は左の通りである。

- ニューハンブシヤ 二
- ロート、アイランド 二
- マサツチユツセツ 一二三
- 紐育 八四
- ノースカロライナ 四三

合衆國信用組合銀行協會は一九一九年紐育のシチークラブに創立され主として各州に於ける信用組合の法規を統一せんとする運動に着手して居る。今組合員の多數を有することにより組合を職業別にて示せば左の通りである。

- 職業別組合数 (紐育州)
- 政府被借人組合 六 事務所被借人組合 一二
 - 市 同 七 工場 同 九

英國

- 協會 同 一五 運輸社會 同 一〇
- 銀行 同 一一 労働組合員組合 一四
- 店舗 同 八

▽ダグラスブラン 英國の機械技師であり、造船會社の技師兼マネージャーである。同氏は現代の英國の金融組織に關して其根本的改造意見を立て『金融機關の社會化』を唱へたのである。其の説の概要を述べて見ると、一體産業危機は何から起るかといへば即ち財貨の供給に對する需要が尠ない所から起るのである。然らば供給へ對する需要は何故尠いかと云へば、之は現在の金融制度の缺陷に在ると云ふのである。ダグラスは購買力は常に生産費と同額のものである、そして此の生産費に利潤を加へたものが財貨の總價格である。故に購買力は常に財貨の總價格より尠いから産業危機と云ふものが起るのである。

所が現在の個人主義的私有信用制度は現代の經濟組織をスポイルするものである。そして銀行家は何等の貨幣等價の存在しない所に信用を授受して、自分勝手に信用のない所に信用をクリエートして居るのである。即ち銀行家は單に簿記の帳面の上で「假拂信用」を作つて之れを資本家に與へて居るのであるが、此の額は商取引總額の九割に達して居るのである。而して此の商取引總額の九割を自由に使へる階級を稱して銀行家又はファイナンシア―又は資本家と呼ぶのであるが、現代の經濟社會は之等の僅かな人々の獨裁である。

所が前に話した供給に對する需要の不足―即ち需要の増進は此の現在の信用機關の私有を打壞はして信用機關を社會化せなければ逆も遂行せられないと云ふのである。然かしダグラス氏は單に其の原理だけを説いて居るだけでまだ此の原則に依つて、如何なる金融機關を造る可きかと云ふ事は示してゐてくれないのである。

▽共營住宅組合 英國に於ける勞働階級の住宅は左の種類のものによつて供給されて居るのである。

- (一)個 人
- (二)住宅組合
- (三)勞働組合
- (四)共濟組合
- (五)消費組合
- (六)慈善團體
- (七)雇 主
- (八)官 廳
- (九)建築ギルド
- (十)公益組合

此の共營住宅組合は最後の公益組合に屬するものである。共營住宅組合は一九〇一年倫敦の西郊に於いて有限責任イーリング共營住宅組合が始められたのが此の組合の始まりで、現在では全英國に六十以上の組合を持つて居る。そして一千九百〇四年には倫敦に其の中央機關として、有限責任共營住宅組合聯合會を持つて組合間の協同動作を爲して居る。

共營住宅組合は、一團の自分の家を慾しいと思ふ者と外部からの投資者とから成つて居る。此の外部からの投資は大抵の場合其の土地の地主で自分の土地に住居せんとする組合員の爲に、土地を供して住宅を建築せしめる人々である。

共管組合では組合員は其の住宅の所有者とはならない。組合員は定められた額の資本金を組合に拂込むと特定の自分の住んで居る土地と建物とを取得する代りに、組合員は其の會社の有する不動産の總てを共同で所有する事になるのである。而して之等の住宅は普通の家賃で組合員に貸付けるのである、其の収入は雑費、金利等を差引いて純益は資本に對する配當を行ふのであるが、配當は五分に限定されて居る。配當に支拂つた利益の残額は總て家賃の支拂額に應じて共管借家人即ち組合員に分配するのである。

▽貸金組合 貯金をせんとする者又は資金を借らんとするものが集つて此組合を作つて居るものであつて、英國政府では一八四〇年に此の單行法律を發布して居る。組合では預金通帳を發行して毎月組合員拂込の金額を其の通帳に記載する。資金の必要な組合員に對しては一人に對し十五磅以下である。又二回以上の貸付は前回の貸金を返済した後でなければいけないことになつて居る、貸付の手數料は一回に一志

六片以上を取つてはならぬと法律で制限してある。組合から組合員へ貸した貸金は左の例のやうな割合で分割返済をせしめるのである。

回数	毎週の賦拂額
1	五磅毎に 二志
2	一磅毎に 六片
3	同 八片
4	五磅毎に 四志
5	一磅毎に 十片
6	同 一志
7	同 二志
8	同 二志六片
9	同 四志
10	同 五志
11	同 十志
12	同 二十志

▽友誼組合 此れに關する法律は一七九三年極く古く發布されて其の後數回の改正を見て現行法になつたものである。此の法律の内には、

- 一、友誼組合
- 二、家畜保險組合
- 三、營業組合
- 四、勞働者俱樂部
- 五、特別認可組合

組合の五種を含むものであつて勞働者俱樂部の外は何れも皆庶民銀行の役目をなして居る即ち大體左のやうな仕事をして居る。

- 一、相互組織であつて月掛又は其の他の出資方法にて資金を作り、之れを組合員に貸付け又は組合員の利益の爲めに投資する。
- 二、組合員の産業の發達、老廢疾病の救濟扶養、生命家具の保險、葬式費用の保險、結婚持參金の保證、農業家畜の保險。
- 三、勤儉貯蓄の獎勵。

▽備荒組合 此の法律は一八五二年發布されたものであるが、其の規定は友誼組合と殆ど同様である。唯其の友誼組合と異なる所は其の目的を異にして、本組合は卸賣又は小賣商、勞働手工業者の發展を計る目的であつて、土地の賣買、特別な銀行等又生産分配消費に關する組合を作つて居るのである。

▽消費組合の銀行部 英國では産業組合は世人の知る様にローヂーヒルの消費組合から發達したものであるから、従つて單獨な信用組合はなく、信用組合の仕事は消費組合の銀行部でやつて居る。又消費組合は銀行の外に組合員の爲めに保險業も營むで居る。

▽輸出信用保險制度 この制度はいはゆる庶民金融ではないが其の保證乃至保險の制度は中小工業金融改善の參考に資するところが尠くないその大要左の如し。

(一) 輸出信用保險局は英本國において全額又は一部生産製造せられたる貨物(石炭を含む)の輸出に關し外國輸入商あてに振出したボンド手形に對して保證をなす。

その保證の種類は、

(イ)危険保證 輸出金額の七五%を超過せざる範圍で保證を與ふ (ロ)金融上の援助輸出金額の全部に對しても保證を與ふるが若し損害を生じたときは支拂額の全部を拂出人に對し求償す、唯だ輸出者は政府の裏書によつて一般銀行より好條件をもつて金融を受けることが出来る(ハ)右兩者の折衷。

(二) この保證を取引の方面から區別すると。

(イ)特種保證 (ロ)一般保證 (ハ)銀行又は信用保險會社に對する保證。

(三) 一般的條件、

(イ)申込 保證の請求は必ず銀行を通じてなされ且該銀行の紹介を要す (ロ)要求の審査 (商務省通商局に審査委員會を置き要求を審査し危険なる取引の保證を防止す) (ハ)掛金 右政府の保證を受くるものは一定の掛金を納付する義務を負ふ (ニ)保證期間 (個々の場合につきこれを決定し保證終了後なほ保證

を要するときは更に新に保證を受けることが出来る) (ホ)保險料 (保險局はその保證に對して不定額の保險料を徴す) (ヘ)擔保 輸入業者が擔保を提出し保險局これを承認するときは保險料及保證條件決定につきこれを考慮する (ト)償還の請求 保險局が輸出業者に對し償還請求の權を有する場合に於て、輸入業者が手形金の支拂をなさざる時は、輸出業者は要求次第保險局との協定による負擔額を支拂ふ、なほ輸出業者は保險局が右保證によつて負擔したる諸費中を右と同一割合にて支拂ひ、且保險局に對する一切の負擔に對してはイングラント銀行金利より一%高の利子を負擔する (チ)輸入業者に對する支拂請求 輸出業者は輸入業者に對し代金の支拂を請求し且擔保品を換價するの手續をなす

以上の外一九二八年左記の追加條項により輸出手形に對する支拂なるときは輸出業者のみならず手形を引受けたる銀行の被る損失をも保證する事となつたので輸出

金融はこれがため更に容易となつた。

▽失業保険法其他の諸法案 労働黨は一九二七年「失業保険法」を發布して着々と其成績を上げて居るのみでなく、近く無産階級の爲めの諸法案を議會に提出しやうとして居る。又自由黨は一九〇八年に養老年金法を制定し一九〇六年に職工傷疾賠償法と小學兒童公費食事給與法を定め、一九〇九年に最低賃金法の制定をした。又保守黨に於いてさへ本年五月中旬旬農業金融法案を議會に提出して、小自作農の金融の路をつけやうとして居る。

獨逸

▽信用組合 此國はラインフアイゼン式及シユルツエ、デーリツヂ式の信用組合の本場だけあつて信用組合は非常に發達して居るラ式は農村にシ式は市街地に夫々發達して居る。一九二六年度の信用組合數は二萬二千三百九十五である。

▽建築ギルド 建築ギルドと云ふのは建築業に従ふ労働者即ち大工、左官、煉瓦工鍛冶工其他の職工が組合を造つて團結して、其の組合に一定の資本金を備へ第三者から建築の注文を引受けて仕事をして行くのであつて、今迄のやうに日傭の職人でなく自分達各自が經營主體となつて居るのである。即ち從來の建築企業と違ふ所は、職工の外に別に企業主とか資本主とか親方とか云ふものがなく、労働者即ち企業主即ち資本主である事である。此の組合は獨逸内地に多數の組合があるが更らに柏林に社會的建築業協會と云ふものを置いて、建築ギルドの中央本部として居る。此の組合は又英國に於いても發達して居るのである。

▽貯蓄金庫 獨逸語の所謂ユバークツセの制度であつて下層階級の人々の爲めに小額の貯金を保管し、貯蓄心を興へる目的の下に出來たものである。然かし今日では時代の大勢に順應して小金融機關の性質を有し通帳現金取引の外に、小切手振出勘定による交互計算をなし、又貯金者に向つて貯金以外のものに投資す可く、有價證券、

不動産買戻償の仲介、不動産管理、信託等の事務もなすのである。又一方資金投下の方面に於いては下層階級の爲めに資金の貸出しも爲す事は勿論であるが、一方地方自治體に向つて短期又は長期の貸付もしたり、又地方公債の發行を引受けて之れを貯金者に賣りつける事等もやつて居る。

貯蓄銀行の經營は都市町村が設立して居るものと個人の設立して居るものがあるが其の仕事に變りはない。資金を集める爲めに多數の支店出張所を有する事は勿論であるが、其外に家庭貯金箱、自働貯金機、集金制度、期間出張貯金、クリスマス貯金等、その他各種の貯金奨励法を採用して居る。

▽小作金融法 此の法律は一九二六年の五月十二日から實施されたものであつて其の目的は、法第一條に示してある通り農業用地の小作人は自己に屬する農具に對し、政府より許可の有つた小作金融機關から之れ等の農具を擔保として、此擔保物占有の移轉を行はずして資金の借入れをする事が出来るのである。

右の小作金融機關と云ふのは政府の農業評議會の申出に基いて政府が任命した地主及小作人以外の者三名、地主小作側より六名の委員を出して都合九名の委員を以つて組織した小作金融委員會の許可によつて設立された特殊な金融機關である。

▽社會保險制度 獨逸の社會保險は恒産の無い無産階級即労働者事務員の、經濟的不安窮乏或は災害に對して之を保証するものであつて、政府は一九二五年の一ケ年に於てすら二億マーカーの補助を支出して居り、被保險者は全獨逸人の三分の一に及んで居る。其の保險の種類は疾病保險、廢疾保險、災害保險、事務員保險、鑛山労働者保險、失業保險等である。

此の外に獨逸では職業別の組合を中心にした共濟會的の相互保險組合が澤山ある。例へば獨逸遞信省の吏員傭人及労働者の作つて居る相互保險組合等は其の立派な一例である。その他にも此の種の相互保險の組合が所々に見られるのである。

▽工業中央銀行 之れは純粹な無産者の爲めの金融機關では無いが中小工業者保護

金融機關の一つである。

一、目的及び組織輸出を促進するに與つて力あるドイツ國內中小工業家へ長期資金を融通する目的とす。その使命を全からしめんため特に監査機關には、同行の設立幹旋者たる前藏相ラインホルド氏を始め米獨の株式參加金融團の代表者三十四名を配し、且ラインホルド氏等五名の委員を以て組織せる支配人會を設けた。

二、資本金 一千七百五十萬マルクとし、内一千萬マルクは二五%拂込の記名株式、七百五十萬マルクは金額拂込の無記名株式である。記名株式は卅有餘の米國及びドイツ銀行の引受にかゝる、無記名株式は多數のドイツ國內私立銀行により發行卅萬乃至五十萬マルク宛の小額引受を得た。

三、貸出方法 (イ)資本金額の十倍、一億七千五百萬マルクまで外國市場に於て債券を發行して資金を得たる上、土地及び土地に付屬せる營造物を擔保として擔保評價額の三〇%の貸出をなす。期限二十ヶ年 (ロ)返済方法としては年賦償還の形式

により各半ヶ年毎に利子及び元金の一部を入金せしむ (ハ)債務者は何時なりとも二ヶ月前の豫定をもつて元金の返済をなし得る (ニ)貸付利率は手数料その他の諸費用を加算し八%乃至八、四分一%見當なるも、債務者はこの外借入金の一〇%に相當する額の連帶債務及び半%の利子支拂保證積立を十ヶ年なすものとせり (ホ)前項(イ)の貸出限度率は銀行等の保證ある場合にはこれを超過することを得。

佛蘭西

▽労働農民銀行 此の銀行が開かれたのは一九二六年(四年前)であつて極く最近の事である。其の前身は一九二五年に誕生した佛蘭西共產黨の金庫部である。此銀行は勿論官營の貯蓄銀行に對抗して、労働者、農民、小商人が自分達の預金を預ける爲めに創立したもので、之等の人々は自分達の金を、再び自分達を搾取する事に役立つ資本家の銀行に集められる事を慾しないからである。

此の銀行では預金者の通帳が直ちに銀行の株となる組織で、創立後一ヶ年の間に大成功を治めて堂々と巴里のラファエツト街に乗り出して来たのである。

現在の資本金は八百萬法であつて額面高五百法の無記名株一萬六千株を以つて構成されて居る。今同行の預金の状態と資産状態を見れば即ち左の通りである。

期	當座
一九二六年末	四、九九九、五九六法
一九二七	九、九三九、一〇六
一九二八	一三、一一〇、〇一四
一九二六年末	二、四一四、〇六一法
一九二七	六、六六八、〇八五
一九二八	一一、二二一、一四五
一九二七年度	二三、二二六、七五〇法

一九二八 有價證券所有高 五八、七六四、〇〇四

一九二六年度 二、四〇七、九一八法
 一九二七 六、八五〇、二一一
 一九二八 一〇、五四〇、三九八

本銀行の支店出張所も其の發展と共に、其數を増し各々の消費組合には必ず此の銀行の出張所がある。一九二九年四月現在では二十ヶ所の支店出張を有して居るのである。

▽庶民銀行 佛蘭西に於ける以下の、二つの特殊銀行は徒來から存して居たものであつて、其の概要を示せば次の通りである。

(一) 根據法規 從來より有つた庶民銀行であつて、一九一七年三月十日兩院通過の法案に定めた條件を具備したものに對しては、政府から一定の保護を與へる事になつたのである。

(二) 組織及目的 右の保護を受け得る銀行は専ら商人、工業家、商事會社の爲めに手形の割引貸付けをなすを目的とするものでなければならぬ。但し預金の受入には何等の制限がない。其の資本金は七名以上の出資より成るものであつて、出資者の持分は記名式で出資持分は不同でも差支へない事になつて居る。

(三) 出資者 持分の所有者は信用する佛人なれば何人でもいゝ、持分以外の出資者に對しては單に其の出資額に對する利益配當のみを受くる事になつて居る。

(四) 政府の補助 庶民銀行は政府から其の拂込資本金の二倍迄無利子で貸下げを受くる事を得る、そして其の期限は五ヶ年以内であるから期限經過の時は又借り換へる事も出来る。又庶民銀行は利得税、貸付及預金所得税並に取引高税を免除せらる。

(五) 貸付の審査 貸付の請求があつた場合は商工大臣は特別委員會に諮問して貸付の可否を審査決定するのである。

▽相互保證會社

(一) 根據法規 中小商工業金融に關する一九一七年三月十三日法律第一章。

(二) 組織及目的 商業者及工業者を株主とする會社組織にして株主が自己の職業上、振出引受又は裏書したる手形を保證又は裏書するをもつて目的とす。

(三) 株主 株主及會社の業務執行者は佛國人たる事を要す。會社の利益にあづかる普通の株主の外單に、出資金に對して配當を受くることのみを目的とする株主あり、株主の責任は有限又は無限とする事を得。

(四) 會社の保證又は裏書會社が株主に對してなし得べき保證又は裏書の最高限度及右保證又は、裏書は有効期間は豫め重役會においてこれを定め置き、重役會は保證又は裏書を求むる株主に對してこれを拒絶し又は必要なる担保を提出せしむる事。

(五) 會社の收支 會社の保證又は裏書に對しては當該株主より手数料を徴しこれ

によつて諸経費を支辨し、残額はその十分の一を積立金とし、次に拂込済株式に對し百分の四以内の配當をなし、なほ残餘あるときは其四分の三を更に積立金に繰入れ、四分の一を前記手数料納入の割合に應じて當該株主に割戻す。資本金及右積立金は會社の保證または裏書したる手形の擔保となる。

(六) 特典及び義務 會社は營業稅等の租稅免除の特典を有する代りに政府より特別の監督を受く。

露西亞

▽一九二四年の幣制改革 勞農政府は一九二三年十二月に至り、健全なる通貨制度を完成せるために斷然として留紙幣を廢止し、一方には財政を緊縮して豫算不足を少なからしむると共に、他方にはチエルヲネツツの下にこれと一定の比率を有する或種の小貨幣を發行せんとするの計畫を立て、翌二四年二月より五月に亘つて之

を完成した。かくて預金及當座勘定の總額は、一九二三年初頭の三千七百萬金留から翌年十月の三億七千四百萬に、正に十倍の増加を示して居る。此等の預金者の中、最も重要なものは、人民財政委員會(大藏省)であつて、之に屬する預金は全體の六〇%(一九二四年四月一日)を占めて居る。其他の預金者は、他の國家機關及國有企業、協同組合、私有企業及び私設機關、信用諸機關であつて、是等に屬する預金は左表の如く、國家機關に於て壓倒的勢力を有し、私有企業及私設機關の預金は極めて微細である。

	口 數	金 額	同上歩合 %
國家機關	一、一二八	二、五二八	八九、六
協同機關	一八七	一〇三	三、七
私有企業	六七一	一一七	四、一
信用機關	三七	七四	二、六
合計	二、〇二三	二、八三二	一〇〇、〇

無產階級金融論 一〇七

次に國立銀行の貸出業務は、次の三種より成る。

- (1) 手形取引 手形割引と手形擔保の貸付とを含む。
- (2) 商品貸付 商品に對する貸付と、證券(B.L.其他)及び荷爲替信用狀に對する貸付とを含む。

- (3) 産業に對する特別貸付 債券、株券、手形等を擔保とし國庫の計算に於て各種企業に貸付く。

是等の貸出業務の發展も亦著しく、一九二三年初頭の三百萬チエルランチから同年末の二千九百萬に即ち約十倍の増加を示し、翌二四年末には更に之を倍加せんとして居る。さうして此の貸出を顧客別に見る時は、一九二四年一月一日に於て國有企業の壓倒的勢力を観ることが出来る。

▽中央農業銀行 人民財政委員會によつて設立せられ、資本金四千萬金留を國庫より受けて、一九二四年七月モスコに於て業務を開始した五大銀行の一であつて

其の目的とする所は、自己資本及國立銀行より受くる信用によつて、土地改良、農事改良、農産製造等に要する五年以下の長期信用を與へ、且つ農具其他の購入、農産物販賣に對し一年以下の短期信用をも與へる。是等の業務を行ふに當つては、後に述ぶる農業信用組合を通じて行ふこととなつてゐる。

▽株式會社の銀行 株式組織の諸銀行の中最大なるものは商工銀行(The Prombank)である。一九二二年の末頃、三百四十萬留の資本を以て開設せられ、翌年十月の増資によつて現在一千五百三十萬留の資本を有しモスコ一局の外、全國に亘つて七支局、四十三支店、二十三出張所(一九二四年十月一日現在)を有する國立銀行に次ぐ最大銀行である。形式上は株式組織ではあるが、實質に於ては一の國立機關であつて其の株式の殆んど全部は、國家機關及び國有企業の所有に屬する。此の銀行の目的は、國有企業に必要な信用を與ふるにあり、國庫に對する關係は國立銀行ほどに優越な地位を與へられないけれども、國民經濟最高會議の機關銀行と

して豫算より若干の資金を受入れ、又國有企業に對する國庫の補助金の一部は此處に滞留して、且最高會議に關連するトラスト、シンヂケートは其の流動資金を此の銀行に所有して居る。銀行は是等の活動資金によつて國有企業への貸出に應じて居るが、其の發展の速かなる點に於ては遙かに國立銀行を凌駕して居る。

商工銀行に次いで重要な株式組織の銀行は、外國貿易銀行及び極東銀行である。前者は國營貿易を金融するため一九二二年二千五百萬金留の資本を以つて創立されたもので、全株式の五一%は其の設立者たる人民財政委員會及び人民貿易委員會に於て所有し、殘餘の四九%を内外の私有資本に分配して居るそれ故に實質に於ては政府の勢力が絶對的優勢を占めて居る。

吾國と密接な關係を有すべき極東銀行は、もと極東共和銀行と稱し、極東共和國の獨立當時その中央銀行として紙幣發行權を有したものであるが、極東共和國が勞農露國に合併せらるゝに及んで其の發行權を失ひ、極東銀行と改稱せられて極東の

開發並びに極東貿易に關する金融に當つてゐる。株式の九〇%以上は政府の所有に屬し、民間出資は一%にも達しないから、其の實質は政府の機關銀行と見ねばならぬ。現在ハバロフスクに本店を有し、極東・歐露・支那・滿蒙其他に二十近くの支店を有して大いに活躍せんとして居る。

▽組合組織の銀行 組合組織の銀行中最大なるものは全露協同銀行(The vsecobank)である。一八二二年に開設せられた消費組合銀行を改造して同年末に成立し、モスコ一本店の外全國に二十數個の支店及び出張所を有する。此の銀行は各種の組合機關に依つて建てられたもので、あらゆる形式の協同組合に信用を與ふるを以て目的とする。

▽市立銀行 其の他最大のものには、モスコ市立銀行であつて同市内及州内に十個以上の支店出張所を有し、資本金六百七十萬金留の大部分は、市の公共機關及び企業の資金より成る。モスコソヴイエツトと特殊の關係に在つて地方豫算に關

する國庫を果し、市の預金及び當座勘定を主なる財源として、割引及貸附をなす。顧客の大部分は國家機關であつて全體の七三%を占め、協同組合は之に次いで二二%私有企業は僅に五%を占むるに過ぎない。

▽相互信用組合 露西亞の金融制度に於て特殊の地位を占めて居る。即ち私營の商業に對する金融を其の主要の業務とし、従つて私的の金融市場と密接の關係を有する金融機關としては、是れが唯一のものである。右に述べたる數種の銀行と異り國家の豫算からは直接にも間接にも支持を受くる事無く、また國立銀行から受くる信用も比較的に少いから、活動資金は市場金利を支拂つて集めた預金に依頼せねばならず、従つて貸出に對しても高利を要求せねばならぬ。一九二二年六月レエニングラードに出來たものを先驅として、二四年七月には約九十組合に達して居るが、私有企業の活動十分ならざるために、其の發展はさまで顯著ではない。

▽興業信用組合 一九二二年十二月一日の布告によつて創立された新規の制度であ

つて、農地、農事の改善、農産製造其他農業金融に直接關係する。一九三四年六月一日までに二十五組合、二千二百萬金留の資本と百九十三萬金留の預金及當座勘定を有する。

▽貯蓄銀行 一九二三年の初頭、労働者の貯蓄機關として創立された國有機關であつて、其の發展著しく、開設後一年にして、其の數二千二百に達し、總資産一千五百萬金留、一人平均預金高三十金留を示して居る。

金融制度の復活は、資本主義への復歸に相違ない。併し乍ら夫は決して前期資本主義への逆轉でなく、初期の金融制度への復歸でもない。従つて労働政府の金融制度が、資本主義國家に於ける一般的傾向と同様のコースをとつて進むであらうとは信ぜられない。國立銀行の優越的地位は、國有企業の優勢——國家社會主義——に適應するものであつて、銀行發達の初期に於けるそれとは、全く其の性質を異にするからである。このことは又、既に述べたる所の、國立銀行以外の他の總ての諸銀

行に於て——株式組織の諸銀行に於てさへ——政府若くは政府機關の勢力が、絶對的優勢を保留して居る事實によつても、十分に裏書され得るであらう。

第四章 日本の無産者金融機關

右に述べたやうに歐米諸國の無産者の爲めの金融機關は整つて居るが、然らば日本には一體吾々無産者の爲めに何んな施設があるか左に其の一々に就いて研究してみやう。

▽矛盾の多い信用組合 農林省の昭和元年度の調査によると現在には一萬二千六百七十六の信用組合があり、其組合員數は三百三十八萬九千五百人に達し貯金總額は大正十四年度に於いては七億八千八百七十五圓に達し、貸付總額も又六億四千五百五十四萬二千六百三十三圓である、即ち一組合當りの貯金額は六萬六千二百五十圓となる譯である。斯の如く表面の數字を見ても一寸いゝやうに見へるが、其は表面だけの事であつて眞實は眞に無産者の機關であるか何うか疑はしい。即ち昭和元年度は於いて産業組合中央會が表彰した二十二の優良組合に就いて調査

すると。

階級別	出資金	一人出資金	役員数	組合員	役員一名に對する組合員
地主	一九〇、八二〇圓	二〇四圓	二〇七	九一六	四、五
自作	二五六、八二五	八〇	一五七	三、二〇七	二一、二
自小	二八三、一五五	八〇	七二	三、三四九	四六、五
小作	一六八、三〇〇	六〇	三	二、八二一	九四〇、三
其他	一三九、五九〇	七九	一五	一、七五九	一一七、三
即ち出資金及組合員の一番多いのは自作農小作と小作人であるが組合の役員が多いのは之れに反して地主と自作農の階級である。					
又本来産業組合運動と云ふものは、資本主義組織の缺點を認めて之れが改善運動をやつて居るものである。然るに日本の産業組合では、					
銀行預金	一億七千二百萬圓				
産業組合所有有價證券額	一億一千五百萬圓				

合計 二億八千七百萬圓

の金を産業組合運動の敵である資本主義組織の他系統の金融機關へ預けて平で居るのであるが、之れでは何の爲めに産業組合運動を起して居るのか一寸判断に苦しむ。

又産業組合や信用組合の内部を細く検査してみると、産業組合を喰物にして私益を貪る理事や組合長が澤山あるのである、最近農林省で地方の有力な組合四百四十一を調査してみた所其の内、

法令違反 三百八十九件
不當貸出し 五百八十八件

である、即ち如何に信用組合の役員が法令違反と不良貸出しをやつて居るか云ふ事を知り得ると同時に、又現在の産業組合の大部が此種の内容のものであるかと云ふ事を知る事が出来る。何となれば農林省で調査した四百四十一の組合は地方の比

較的優良組合ばかりであるからである。

▽簡易保険 此の制度では日本の無産階級は可成り救はれて居るが惜しい事には最高保険金額が尠すぎる、又集まつた金の大部分は地方公共團體への貸出しである。被保険者へも保険掛金を擔保として貸出の制度が設けられて居るが、一般に周知されて居ない爲此の掛金を利用して保険局から金を借りる人が尠ない、又減出しの金額も掛金の割合に尠ないから眞實の意味の金融機關にはならない。

▽健康保険 工場職工の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し療養費の給付又は傷病手当金、葬式料、分娩費若しくは出産手当の支給をなす事を目的として昭和元年一月一日から實施されたのである、然して本法實施當時百十萬人の加入者を算したが爾後半年間に約四十萬人を減少して約百萬人となつて居る、其の原因は法令の不備の點であつて、本法施行以來労働者の罹病率著しく増加し資本家及工場主側の反對多い爲めである。

▽共済組合 職業の共済組合の出來て居るのは鐵道省、海軍工造廠、その他民間會社の六七十の有力會社であつて其の中にも完全な共済組合の形態をなすものと然らざるものがある、之れも一部のなものであつて現在に於いては無産階級の爲大した役割を演じて居ない。

▽公共團體の小口金融 東京府の社會事業協會の小口貸金東京日々の小額資金貸付、其他各府縣の公共團慈善團體等十二三社會事業團の小口資金貸付制度あるも一般に利用されて居ない、且つ之等の制度は何れも慈善的性質を帯びて居るものであつて眞實の相互的の無産者の金融機關ではない、慈善的貸金は無産者の獨立心及自尊心を傷けて其の性格をして自然に窮窶ならしめるものである。

▽銀行の中小商工資貸付 日本勸業銀行、日本興業銀行の兩行でやつて居るが、何れも不動産及有價證券に對する長期擔保貸付で之れは無産者の爲めの金融でなく、中産階級の爲めの金融であつて擔保物の無い無産者の利用出來ないもので

ある。其他東京市の商工課に於いても木造復興建築物に對する貸金組合があるが之れも中産階級の爲めになるもので無産者の利用にはならない、且つ東京市だけの事である。又此の外に在滿の邦商を保護する爲めに滿鐵で輸入組合と云ふものを作つて資金の貸出しをやつて居るが之れも中産階級の保護である。

▽政府の中小商工資金 昭和三年に五千萬圓程國庫の金を支出して貸出したが貸付條件が六ヶ敷かつた爲二千五百萬圓位の借入れ申込が出来なかつたのである、中小商工業者は資金が不必要で五千萬圓を消化しなかつたのでなく、資金の一億でも二億でも欲しいが借入れが出来ない様な六ヶ敷い條件であつたから、借りる事が出来なかつたのである。又無産階級の人々に記憶して貰つて置きたい事は臺灣銀行や朝鮮銀行其他の數行の不良銀行へ、貸出した金は數億に達して居つて其中には年歩二歩又は三歩と云ふ金を貸出して居るが國民の大部分を占める中小商工業者の爲に貸出した金は僅かに五千萬圓であつて然かも其の内二千五百萬圓は借り手が無かつ

たが其の金利は五分六分の高い金利である。前回の金利が高かつたと云ふので今回又五千萬圓貸出す、いくら金利は安すくし又條件も緩和すると云つて居るが其成績は何んなものであるか知らぬ。

▽公益質屋 大正元年宮崎縣の細田村に村營の質屋（資本金五千圓）が出来たのが日本の此種の質屋の始まりであつて、昭和二年七月十五日には勅令第二十三號を以つて公益質屋法を發布し、同年の八月十日から直ちに之を實施して各府縣に向つて之が設立を奨勵して居る爲め、現在では二百内外の公益質屋が出来たのである。此の質屋の持長は私營質屋に比して金利が安すい事であるが、其の代りに其の缺點としては取扱者が役人風が抜けない爲利用者の取扱ひに不親切な事である。又日本人の特性として質屋の利用を他人に知られたくない、特に役人のやうな公益質屋の人々に質屋の利用を知られたくないと思ふ傾向があるので、此機關の發達が何處まで行くか問題である。恐らくは發達をしても從來の私營質屋の暴利を防ぐ位の消

極的の働らきをなす位であつて、決して無産階級の金融機關の中心勢力となるものであらう。

▽私營質屋 大正十三年度現在の日本の私營質屋の状態を調査してみると左の通りである。

質屋數	口數	金額	一人當り平均
一七、八五三 (大正十三年度末)			
貸出高	二四、五二三、七五七〇	一五五、八〇九、九〇〇圓	六、三五圓
受戻高	一六、〇一三、一〇三	一一一、二四八、一八二	六、九五
流質高	二、一三八、六五三	一四、五四〇、六五八	六、七九

▽營業無盡 從來古くから日本に在つた無盡講、頼母子講と云ふものを營業的にやつて居るものであつて、大正十四年六月二十一日の法律第二十一號を以て一つの獨立した營利事業と認められ、此法律に依つて開業して居る一種の無産者金融機關である。大藏省銀行局の調査に依ると昭和二年末の全國營業無産の成績は左の通り

である。

會社數	二五一會社
拂込資本金	一二、八二四、七七二圓
無盡組數	三七、一六九組
契約高	八三五、三五八、七四五圓
給付濟高	三八八、一三五、〇〇〇圓

之等の無産會社は勿論中産以下の者の金融の爲可成り役立つ事は勿論であるが、之等の經營者の中には未だ從來の高利貸氣質の抜け切らない者もあつて、一般に従業者の品性低く私利を營む事急にして、社會大衆の便利を考へない者も多い、従つて理想的に云へば次の相互救濟組織の無盡が完全に行なれば、日本の無産階級の一大金融機關となるであらうと思ふ。又從來に於いても多少の弊害はあつたにしろ不完全な日本の庶民階級の一大金融機關であつたものは、實に此「無盡」頼母子講の外に存在しなかつたのである。

▽相互救済無盡組合 日本にほんの頼母子講たのもしかうまた又は無盡講むじんかうは足利時代あしかせじだいな即ち室町時代むろまちだいなから起つたもので今いまから四百年前よんぱんねんぜんにあつたのである。茲こゝでは細い考證かうしやうは抜ぬきにして之等これらの頼母子講たのもしかう無盡講むじんかうと云ふものの起りの始はじめは、神社佛閣じんじやぶつかくへ参拜さんぱいする爲ために出来たもので即ち伊勢講いせかう。金井講かねいかう。大師講だいしかう。富士講ふじかうと云ふ様なものであつたが、後のちには相互救済さうごきうさい或は隣保りんほ保善ほぜんのものと化したのである。那すなはち農業講のうぎやかう。積善講せきぜんかう。共濟講きやうさいかうと云ふ様なものが此この種しゆで、それが段々だんだん發達はつたつして遂つひには金融機關きんゆうきくわんとなつて今日こんにちの隆盛りやうせいをなしたのであつて、徳川時代とくがわじだいなには無盡むじんは随分發達ずいぶんはつたつして終りには取りのき無盡むじんとか云ふのも出来て、殆んど賭博富箋とくぱくとみせんに近いものが出来たのである。従つて大きな金額きんがくの無盡講むじんかうが出来て多數の講員かうゑんに迷或めいわくをかけた例れいが多く、これが爲徳川時代たのむつがわじだいなには屢々しばしば之等これらの禁止きんしをした事が歴史れきし上に現れて居る、今日こんにちも吾々の頭あたまの中に無盡頼母子講むじんたのもしかうと云へば何なんとなく厭いやな感じかんじを起させるのは之等これらの事が先入觀念せんじやくわんねんとなつて理解りかいを得ないのだと思ふ。そして之等これらの持權ちけんはあるにしても現いまに此無盡このむじんは、現在げんざいでも日本全國にほんぜんこく到る處ところに絶大な勢せい

力ちからを持つて居る事をどうする事も出来ないのである。日本全國各府縣にほんぜんこくかくふけんを通じてどの町村ちやうそんにも二つや三つの無盡むじんの行はれて居ない所はないと云ふても差支さしつかへない。又神社佛閣じんじやぶつかくにも必ず一つや二つの無盡講むじんかうが行はれて、中には一萬圓三萬圓と云ふ多額たがくな無盡講むじんかうが行はれて居る。或人の計算あひとけいさんによれば全國何れの町村ちやうそんに於いても如何いかに内輪うちわに見積つても三萬圓乃至五萬圓位の頼母子講たのもしかうが行はれて居ると云ふ事である。今假りに一村平均四萬圓いんがとして十乃至五十人の講員かうゑんがある。これを平均三十人として一町村無盡契約高ちやうそんむじんけいやくたかは百萬圓内外になる。これを全國一萬二千の町村ちやうそんに推算さんして見ると百四十四億の巨額きやうたかに達するのである。之等の無盡講むじんかうを十ヶ年満了じゅうねんまんりやうのものとして一ヶ年の契約高けいやくたかは十四億四千圓となる道理で、即ち町村平均十二萬圓内外ぐわいのかねが此この無盡講むじんかうに於て融通ゆうつうされて居ると云ふ結論けつろんになるのである。此この數字すうじが正確せいかくか否かは茲こゝで明言めいげんできなないが兎にも角にも日本にほんの現在げんざいに於て無盡講むじんかうが質屋しちやと共に、地方庶民階級ちほうしよみんかいきふの金融機關きんゆうきくわんの中樞ちゆうすうをなして居ると云ふ事は誰だれしも否いなむ事が出来な

いのである。然らば此等の無盡講は何故斯の如く發達し、其の弊害があり其の取扱のやかましいのに、又其講員の蒙る損害の多いに拘はらず尙且つ發達して居るかと思ふに、此の組織は四百年間日本國民の生活と同化して居るのと其の組織が比較的完全な事だと思ふ。これに反して信用組合の發達しないのは日本の國情を考へず日本の國民性を無視し、而して自發的に相互に社會的に發達すべきであるのの上から發達せしめようとする處に其の缺陷があると同時に、其組織が組合長理事の專斷になり易く資金が社會相互の金融機關にならないからで、即ち無盡においては會期満了までには必ず一時は自分の貯金以上の金融が出来るが、之に反して信用組合に於ては理事者や役員の專斷に依つて資金を融通出来る人もあれば何年加入しても、全然資金の融通を受ける事が出来ない人もあつた事があるのである。之等の原因が即ち何等の助長政策のない日本の無盡が發達し、信用組合が政府の保護厚きに拘らず進歩の遅々たる原因であらうと思ふ。故に將來此相互無盡に信用組合同様の保護を

與へ一方取締法規を完成して其の不正を取締るならば恐らく無産者の金融機關として一大發展を遂げるであらうと思ふ。

第五章 將來の日本の無産者金融機關

一三八

(A) 無産者金融の四大原則

日本の無産者金融機關は前に述べたやうに非常に不完全なものである。所が歐米各國の無産者の金融機關は既に陳べたやうに完備して居るのである。然らば今後の日本の無産者金融は一體如何に改造すべきであるか。私は左に今後の金融機關に必要な四つの厚則を上げて置かうと思ふ。恐らくは今後の無産者の金融機關は其の四大原則に準據しなければならぬと思ふ。

一、小株主の保護。

二、預金者の保護。

三、組合組織の金融。

四、資金貸付の場合金融機關の當局は其の貸付金が營利的に利用されるか何うか

を第一目標として貸付けを行はず、其の貸付金が社會民衆の爲めになる様利用されるか否かを第二目標とし、營利的に利用される、事を第二位とする事。

即ち以上の四つの點が今後の無産者金融を支配する四原則である。以下各項に就き少しづつ説明を試みて置かう。

(一) 小株主の保護 之には銀行に限つた事でなし一般の株式會社にも適用されるものである。一體日本の會社法は持株の數で其會社を左右する事が出来るやうになつて居る。即ち過半数の持株さへあれば何んな人間でも其會社や銀行を左右出来るのである。勿論少株主の爲に小數株主權の行使を認めて之等の害惡を防ぐやうにしてあるが其れは法律の條文の上だけの事で實際に使はれた事がない。又其の權利の行使が出来るにしても一方は過半数の株を持つて現に會社を經營して居るのであるし、一方は小數株主で會社の經營に携はつて居ないから此權利を行使する材料を握る事が不可能である。故に小數株主權の行使は法律上認めて居ても實際の上不可能

である。又株式會社は誰れでも株を持つて無産者も企業に参加出来るなど、よく學者の株式會社論を書て有るが、會社を創設する時は會社銀行を設立する三四人か五六人の人が大抵過半数の株を持つて其の會社銀行の營業權を掌握して他の小株主の資金の不足を出す役目のみを脊負はされる。何となれば之等の大株主は會社の權機に參して居るから値のいゝ新株は自分達が先づ儲けるし、會社の株が下る場合は一番先きに賣つて逃げるし、株が上るとみたら一般の人に先んじて買つて置いて金を儲ける。又其の銀行會社に必要な諸材料は自分達の關係して居る會社から納入させて儲けると云ふ風にやつて居る。斯廢事では一般小株主は何時迄も大株主の經濟的犠牲になつて居なければならぬ。之が、私が商法の改正を叫び株式會社の小株主の保護を提唱する理由である。

(二) 預金者の保護 又現在の銀行法では預金者は尠しも保護されて居ない。例を云ふと銀行の株主は一株五十圓出資の株主でも、假令形式的にもせよ株主總會に

出席して自分の意見を述べ其の銀行の營業方針に參加出来るが、之れに反して預金者の方は假令百萬圓を預金して居ても其の銀行の總會に出席したり、又營業方針に參加する事は出来ない。株主の方は半期〜に配當があるから少し古く持つて居れば、持株に對する拂込金等は取り返へす事が出来るから恐慌があつて銀行が破産しても損はない、所が之れに反して預金者の方は丸々損である。然るに日本の銀行法では何故此の預金者を保護しないのか、此の恐慌の場合大きな預金者の方は大抵其の銀行の株主が特殊な關係者であるから、其の銀行がよくないと云ふ事になれば其の秘密はすぐ其等の人の耳に這入るから直ぐ預金を引出して他の銀行へ持つて行くこと云ふ事になるのであるが、此處でも助からないのは多數の少額預金者で之等の便宜がないから血と汗とで折角貯めた預金が元も子も無くなり、其の後で銀行の門口へ押し掛けても政府も警察も知らぬ顔をして居るのである。之れでは一生懸命に動いて何の爲めに貯金したのか一寸判らなくなる。私は此の點より日本の銀行法を

改正して預金者の代表にも營業に参加する權利を認めさせたいと思ふ。今後の金融機關には特に此の預金者の保護の制度を確立したいと思ふ。歐米先進國に於いては何れも此預金者の保護制度に關して立派な法律が出来て居るが、日本に於いてのみまだ此預金者の保護の制度が出来ず、銀行恐慌の場合何時も多數の預金者が悲惨な被害を蒙る事は見るに堪へぬ事である。今左に少し英米兩國の預金者保護制度の概要を陳べて置こう。

英米獨佛の銀行並に會社の營業組織及び之れに關する取締法規は、英米に於いては公私の嚴重なる立法或は制度を發見せるも、獨佛に於いては、別段特殊の制度法令を見出し得ない。然し以上四ヶ國の法制を通じて認めたる我國の制度との相違は銀行及會社の責任者たる取締役等の義務履行に關し、何れも詳細なる特別命令乃至法規に依り嚴重なる取締をなしてゐる事之れである。而して是等各國の法制及組織を見るに、(一)銀行及び會社の財政を紊亂するに到るべき原因が起らぬ様にする

制度及び組織と、(二)財助動搖に當りて預金者及び投資家等の保護救済に關するもの、この二つの異りたる點からの立法がある。

英國の制度及び特徴 銀行業者に對する法制としては、一八四四年の改正條令を初め、六十餘種に及ぶ取締法令がある。就中一八九三年の會社法は、精細なる法規なりとの定評がある。此の他無數の銀行に關する判決令集を見ると、英國司法官が銀行會社の取締役の任にある者に對し、嚴肅なる行爲を要求し、背任行爲に對しては殊更嚴重なる處罰を行ふ事を示し、立法府たる議會も、銀行會社の如き公衆の預託金を以て營業する團體の取締役は、従業員とは分離して其の責任を重大視したる法律を制定して居る。又銀行業者も其の責の重大なるを認識して自助的の制度及組織とを以て、自身の名譽を併せて預金者及び株主の利益を支持してゐる。其の一は、秘密積立金(シークレット、レザヴ)或ひは内部積立金(アンヂス、クロースド、レザヴ)であつて、不況時利益減少の折、又は不時の損失の場合の補損に資して

ある故、未曾有の財界不況に際會しても、各銀行通じて一割八分程度の配當すら爲し居り、預金者にのみ迷惑を及ぼして冷然たる我國銀行家とは雲泥の差がある。其の二は、「財界安定の風見車」とまで言はれるコール運用方法である。嘗つて臺灣銀行に貸出せる如き三十日にも亘る無擔保割引貸の如き貸出はせず、回収期限を一晝夜若しくは三日に限定して居る。勿論有擔保である。故に若し財界の動亂惹起に際しても手形の再割引等はせず直ちにコールの新規貸出を停止し、コールを回収して預金支拂準備金とする。故に戦時の如き特殊なる場合の他は、預金者の取付は、コール回収に依り容易に應じ得られる。其の三は、各銀行は其の責任者たる取締役就任の條件としての取締役持株數を法定數より遙かに多數に定めてゐる。又各銀行は取締役會以外に元取締より成る相談役會を有つてゐる。其の四は、支配人以下一般従業員に對する過失、不正行爲、損失保證の保險制度であつて、各大銀行は、自ら保險制度を設定し、小銀行にして殘存せるものは、舊來の協同保險 (Bauhaus Guaranty Trusts 1865) に依つて行員の保險を強制し餘力を以て寡婦及孤兒等の救濟保險もやつて居る。其の五は、株主投票權の制度と銀行の方針及び基礎を確得する方法であつて、之れを要するに、投票權は小數株の持主に對して著しく有利に、多數株の持主に對して不利な制度を設け、且つ株式讓渡の方法を嚴重にして、投機業者が銀行株を買占めて、銀行を感亂する事の出来ない様にしてゐるのである。

上述の如く英國に於いては、法律や規則以上に自動的取締制度があるから、過去の小銀行併立時代は言はざるも、今日の大銀行組織の下に於いては、日本及び米國の如き、財界の破綻及び紊亂等は見られない。而し大藏省等が此の例を以つてして直ちに我國にも大銀行制度を懲進するが、我國の如き小商工業組織の國に於いては、結局中、小商工業者滅亡の過程を速める事になる故、充分の研究餘地が存すると思はれる。之れを要するに、英國財界の安定は、(一)金融業者に對する法律及び裁判上の嚴重なる取締、(二)金融業者の預金の運用は之を堅實に短期回収を旨とす

るものに限る、殆んど精算銀行とも稱すべき觀があつて、獨米の如き長期に亘り稍ともすると固定の性質を帶ぶる放資をなさざる事、(三)金融業者の堅實なる營業方針に依る利益の平均と、信用を嚴守し、苟も放漫なる貸出をなさぬ事、(四)銀行取締が單なる人形たる事なく、何れも老功練達の士にして中央地方に活動し、英國の銀行取締役は、汽車の中で日を暮すと言ふが如き活動を爲す事、(五)銀行家自身の責任感等に歸する事が出来る。

米國の制度及び組織 米國の制度を調査して直ちに認め得る特徴は、銀行業者の營業成績及方法に關する、聯邦政府、州政府、或ひは手形交換所の検査制度の存在する事であつて、米國銀行は如何なるものなるを問はず、凡べて政府若しくは、手形交換所の検査を受けるを要し、預金者及一般大衆は此等の公平なる検査報告に依つて各銀行の財政狀況を知悉し以つて預金者の安全を期すのである。即ち此の検査制度は預金者及び株主の利益を擁護し確得するものであつて、其の上に政府の通貨監督

官が居つて監督し、此の命に服せずして破綻せしむるに至つたときは、株主及び預金者に對し、損害賠償の責を負担しなければならぬ。又聯邦準備法令の如きは、組合銀行取締役の義務に關する嚴重なる規定を設け、又國立銀行法規並に各州銀行法令等も、取締役の就任に際して義務履行の宣誓を爲さしめ、之を通貨監督官に提出し規定に違反せる時は、五千弗以下の罰金、又は五ヶ年以内の徵役、公民權の剝奪等の罰則が設けられてある。次に銀行が破綻したる場合に關する救済の制度に就いては、米國は他に其比を見るべき制度がある。其の一は、米國手形交換所が、救済に出づる制度で、此の方法こそ銀行家が自助的方法に依り整理救済に當るもので注目する。第一の方法は、交換所が窮境に陥りつゝある銀行に對し、容易に賣買の價する。第二の方法は、交換所が窮境に陥りつゝある銀行に對し、容易に賣買の出來る手形交換所證券を抵當にとつてする救済の方法である。第二の方法は、交換所委員會が其の整理に當り、不良なる状態に陥れたる取締役及責任者を永久交換所々在地の實業界から引退する事を條件として整理に臨むのである。尙ほ此の他

オクラホマ、カンサス、テキサス、ワシントン等に行はれて居る。純然たる預金者保護救済制度がある。これは銀行預金支拂保證保險の強制若しくは、任意組合制度である。其の方法は州政府の銀行局が、州の法律を以つて強制的に凡べての銀行を此組合に加盟せしめ、預金高に比例して定期或は臨時に醜金せしめ之れを預金支拂準備基金として政府が監督し、銀行が破綻を生じた場合之を預金者に支拂ふのである。米國に於いては年々多數の銀行が破綻するにも拘らず、大衆並に政府が平然としてゐるのは蓋し叙上の如き制度があるからなのである。

結論 之れを要するに英米二國の政府が、銀行業に關し、國法を以つて嚴重なる取締を行つてゐるのは大同小異であるが、英國に於て財界に危険少からしむる所の要素は、銀行家の堅實なる營業方針と、銀行人の良いためであり、米國をして容易に財界の恐慌を切抜けさせるものは、主として制度の力なりと見る事が出来る。我國の銀行業に至つては、何れの點よりするも英米に遠く及ばず、過般の財界の動

亂に省み、銀行取締制度を改革して再度の轍を踏まざるやう留意すべきだと信ずる。

(三) 組合組織の金融 前に述べた如く從來の金融機關に於いて預金者が銀行の恐慌がある毎に常に多大の被害を蒙る事は、一つには第二で述べたやうに法律上に於いて預金者の保護制度を確保すると同時に、又一方に於いて從來の金融機關の組織の不完全な事を根本的に改造して、此預金者被害を全然なくするやう今後の金融機關——特に無産者金融機關の組織を改造する事である。即ち具體的に云へば預金者即ち銀行利用者即ち株主がする事である。言葉を換へて云へば其銀行の株主と、預金者と、銀行資金の借り手とを同一人とした組合組織の金融機關とする事である。例を以つて云へば信用組合も無盡も、労働銀行も皆組合金融である。其他アメリカの建築金融組合も日本の大連でやつて居る滿鐵の輸入組合も、朝鮮の金融組合も、皆此組合組織の金融機關である。今後の無産者金融機關は必ず此組合組織の金融で

なければならぬと思ふ。何となれば此の組合組織の金融機關には、金融恐慌の場合に於いても、取り付けがなく従つて預金の被害が全然ないからである。

(四) 新しい貸付標準 即ち資金貸付の場合利益のみを目的とせず、其の貸付の資金が社会民衆の爲めに利用さるゝ資金となるや否やを調査して貸付ける事である。現在の金融機關では金利さへ取れるなれば何んな金も貸すのである。即ち其の貸した金がドラ息子の藝者買ひの金にならうと、又は隠居のお妾を置く金にならうと、又は多數無産者をいぢめる金にならうと、又賭博の元手にならうと、相場師の投機の資本金にならうと、一切かまはず金利さへ取れれば金を貸す。之では資金を借した人に向つて間接に悪事をすゝめる事になるから今後の金融機關では斯麼金を貸してはならぬのである。即ち其の資金を社会民衆の爲めになる資金に使ふか何うかを第一の標準として資金の可否を決定し金利の事は第二位に置く可きであると思ふ。

(B) 今後の無産者金融機關の種類

其の種類には澤山有と思ふが左に四五の例を示して置く。

(一) 公設貯蓄銀行の新設 従來の株式会社組織の貯蓄銀行が過來の財界恐慌の際、猛烈な取付に遇ひ破産の止む無きに至るもの續出し、一方之等の貯蓄銀行は何れも其の親銀行である普通銀行の、大衆の預金吸集機關である事が曝露されたので、大阪市及京都市等では數年來市營貯蓄銀行經營の議が問題になつて居る。一日も早く之が實現を期したい。

(二) 中小商工金融の制度改善 東京商工會議所及其の他全國主要都市の商工會議所では資金偏在に依る中小商工業者の金融難に伴ふ、現在に於ける日本の、中小商工業者の没落、及公設市場、百貨店、消費組合、及失業群の中小商工業への壓迫に依る中小商工業者の没落を救済せんとしてゐる。そして東京商工會議所を主盟として、中小金融機關の調査をなし、之れが對策として中小商工業者の爲根本的な特殊金

融機關を創設せんとして過般來調査中である。

(三) 大藏省の庶民銀行案 此の點に關しては大藏省も氣が附いて居ると見へ、大藏省調査の「庶民銀行案」を次期議會に提出するとか、延期するとか云つて騒いで居るが、何れにしても一日も早く成案を得て實施して貰ひたい。

(四) 信用組合の無産階級化 前にも陳べた様に現在の日本の「産業組合法」は地方長官の認可主義で全然無産者的な信用組合は設立しない。協調的な産業組合でなければ認可しない。所が此の協調的な産業組合は全部地方の仕事を、小利權屋、地方ブルジョアの手先の小才子、既成政黨屋の手先、ブルジョア氣質の地方のエセ慈善家の喰物になつて居つて、決して大衆無産者の爲めになつて居ない。其の證據には折角血と汗とで働いた信用組合へ貯金した金が一億七千二百萬圓は資本家の利用に任かせる爲に銀行預金となり、更に一億千五百萬圓は有價證券となつて、之又少數資本家の利用する金となりて、都合二億八千七百萬圓は全國の無産大衆から

産業組合を通じて金を集めて少數資本家の利用に一任して居るのである。一體之れでは何の爲めに産業組合へ金を預けたのか分らなくなる。私は是非とも日本の信用組合の無産階級化を主張したい。

(五) 相互無産の獎勵監督 無産即ち頼母子講は鎌倉朝以來日本に行はれて、日本人に一番よく熟知されて居る庶民階級の相互金融機關である。何れも日本人に分類し難い小六ヶ敷しい産業組合等を直譯輸入して有難がる必要もないのであつて、此無産の微妙な組織は日本人に適せない不完全な信用組合等に勝る數等である。所が日本の役人や一般民衆は外國から來るものと兎角有難がる傾向があるが、何も産業組合等を有難がらすとも、日本の無産者金融は徹底的にやれば無産だけでも澤山である。唯だ從來のやうに此無産の缺點ばかり數へ擧げて居たのでは仕方がないから、單行法を發布して相互無産の缺點を補ひ其の不正を充分取締り、一方産業組合と同様な補助政策や助長政策をとれば充分有用な働きが出来ると思ふ。一つ政府でも此

の方針で、此相互組織の無盡の取締監督と同時に助長政策を取つて欲しい。但し營利主義の營業無盡は之等と違つた取扱ひを受く可きである事は勿論である。

(六) 其の他の新施設 其の外に獨逸の社會保險制度や英國の失業救済法の發布又米國及獨逸のやうに労働銀行の新設許可、及佛蘭西の労働農民銀行のやうなものでも新設す可きである。

尙ほ此の外にも我が國の國情や労働者農民の生活状態、性行等を比較考査して日本の農民労働者に適して、其れ等の人が充分利用出来るやうな無産者中心の金融機關の諸設備を爲す可きであらうと思ふ。佛蘭西の格言に次の様な事が云つてある

Ne Portez pas de L'eau a un moulin, dont le meunier n'est pas notre ami.

粉挽き業者でない者や我々の仲間以外の水車に決して吾々の大切な水を送るな。

發行所

東京市外高田町上り屋敷一、二一七番地

クララ社

振替 六六五九六
東京 四六〇三二

昭和四年十二月十五日印刷
昭和四年十二月二十日發行

著者 井 關 孝 雄
發行者 小 池 四 郎
東京市外高田町上り屋敷1117
印刷者 廣 安 與 三 右 衛 門
東京市麴町區元園町二の九

支局

- 中國支局 岡山縣笠岡町住吉町三方 岡田勘一
- 四國支局 高知市石井井原一郎方
- 福島支局 福島縣野澤町小島平兵衛方
- 名古屋支局 名古屋市中區上前津町二 社會通信社内
- 九州支局 大牟田市旭町二丁目 平木次郎方

約一ヶ年に亘つて全國勤勞大衆より熱烈なる支持を受けたる我等の「民講」も今や残る二回配本を以て輝しき完結を見ようとしてゐる。我等は更に進んで階級的な理論的準備を充分にしなければならぬ。社會民主主義の唯一の演壇たり講壇たることを以て本來の任務とする我等のクララ社は「民講」の完結を待つて引續き社會民主主義叢書を毎月二冊のスピードを以て刊行し續ける。それは主として歐洲文献の反譯紹介を最も廉價に我等の同志に分配せんとする試みである。

社會民主主義叢書

刊行豫定—

- ◇ カウツキー 社會民主黨綱領解説
 - ◇ ペルンシタイン 社會主義の前提と社會民主黨の任務
 - ◇ カウツキー 唯物的倫理觀
 - ◇ ボール プロカルト
- 以下次回に發表

一冊
三十錢
活字數「民講」の約二倍

「民講」愛讀者諸兄に急告!!

愛讀者諸兄に御願ひ申し上げます。
諸君の「民講」は全國同志の熱烈なる支持によつて漸く光輝ある完結に近づきつゝあります。就ては本社は諸君の翼望によつて、今後續々と諸君の期待に添ふべき各種の出版物を刊行し、尙其他種々の企てを包藏してゐます。その都度諸兄に本社から直接御通信申上げ、將來永く密接な聯繫を保ちたいと存じます。この意味に於て諸兄の芳名と御住所を本社に記帳して置きたいのです。御面倒ですが、左の用紙を御切取り御記名の上御送附下さいまし。

讀者カード

御住所

讀者芳名

全國俸給者協會

綱領——

1. 吾等は俸給生活者の勤勞をして正當に評價せしめんことを期す
2. 吾等は俸給生活者が勤勞階級の一大構成分子としてもつ重要な階級的任務の遂行を期す
8. 吾等は合理的手段に依つて俸給生活者の解放を期す

會長 小池 四郎

顧問

安部 磯 雄
片山 哲
宮崎 龍 介

白柳 秀 湖
赤松 克 麿

凡べての俸給者は
SESの旗の下に！

本部 東京市外高田町上り屋敷 クララ社内

入 會 届

* 務 先	* 職 名	* 月 收	* 現 住 所	* 姓 名
<p>入會致したく存じますから御届致します</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>全國俸給協會御中</p>				

*印の部に記入の上會費と共に4部宛送金の事
本部は東京市外高田町上り屋敷 クララ社内

1930

民衆日記

50 銭

階級戦線に馳驅する戦士と
後陣にあつて彼等を強援する階級的大衆諸君との
昭和五年の新生活を記録すべき……

は今や階級的智識を満載して街頭に輝かしき新装を現は
した 吾等の同志の懐には必ず一冊の民衆日記を！

發行所 クラララ社

東京市外高田町上リ屋敷
振替東京四六〇二三番

製本出来！

品切にならぬ内に注文を

内容

- 第一部**
- 一、社会民衆黨綱領
 - 二、七、 曜 表
 - 三、豫定記入欄
 - 四、日記付込欄
 - 五、通信記録欄
 - 六、住所備忘録
- 第二部**
- 一、社会民衆黨 運動方針書
 - 二、社会民衆黨 政策
 - 三、社会民衆黨 黨則
 - 四、社会民衆黨 議員行動方針書
 - 五、工場法
 - 六、健康保険法
 - 七、治安維持法
 - 八、治安警察法
 - 九、警察犯處罰令
 - 一〇、逸刑罪即決令
 - 一一、行政執行法
 - 一二、暴力行為取締法
- 一三、衆議院選挙に於ける法規的心得
 - 一四、府縣會選挙に於ける法規的心得
 - 一五、市町村會選挙に於ける法規的心得
 - 一六、衆議院議員選挙區表
 - 一七、借 家 法
 - 一八、借地借家調停法
 - 一九、公益質屋法
 - 二〇、小作争議調停法
 - 二一、労働争議調停法
 - 二二、昭和四年國庫現計
 - 二三、社会民衆黨第五十六議會提
出労働組合法案
 - 二四、國際労働條約批准登錄表
 - 二五、安部磯雄氏略歴
 - 二六、労働組合其他團體一覽表
 - 二七、活 字 一 覽
 - 二八、印刷物校正略號一覽
 - 二九、郵便物一覽表
 - 三〇、電報料早見表
 - 三一、社会民衆黨支部一覽表

小池四郎著

産兒調節の理論と實際

定價五十錢 送料六錢

よき子を生むために

定價二十錢 送料二錢

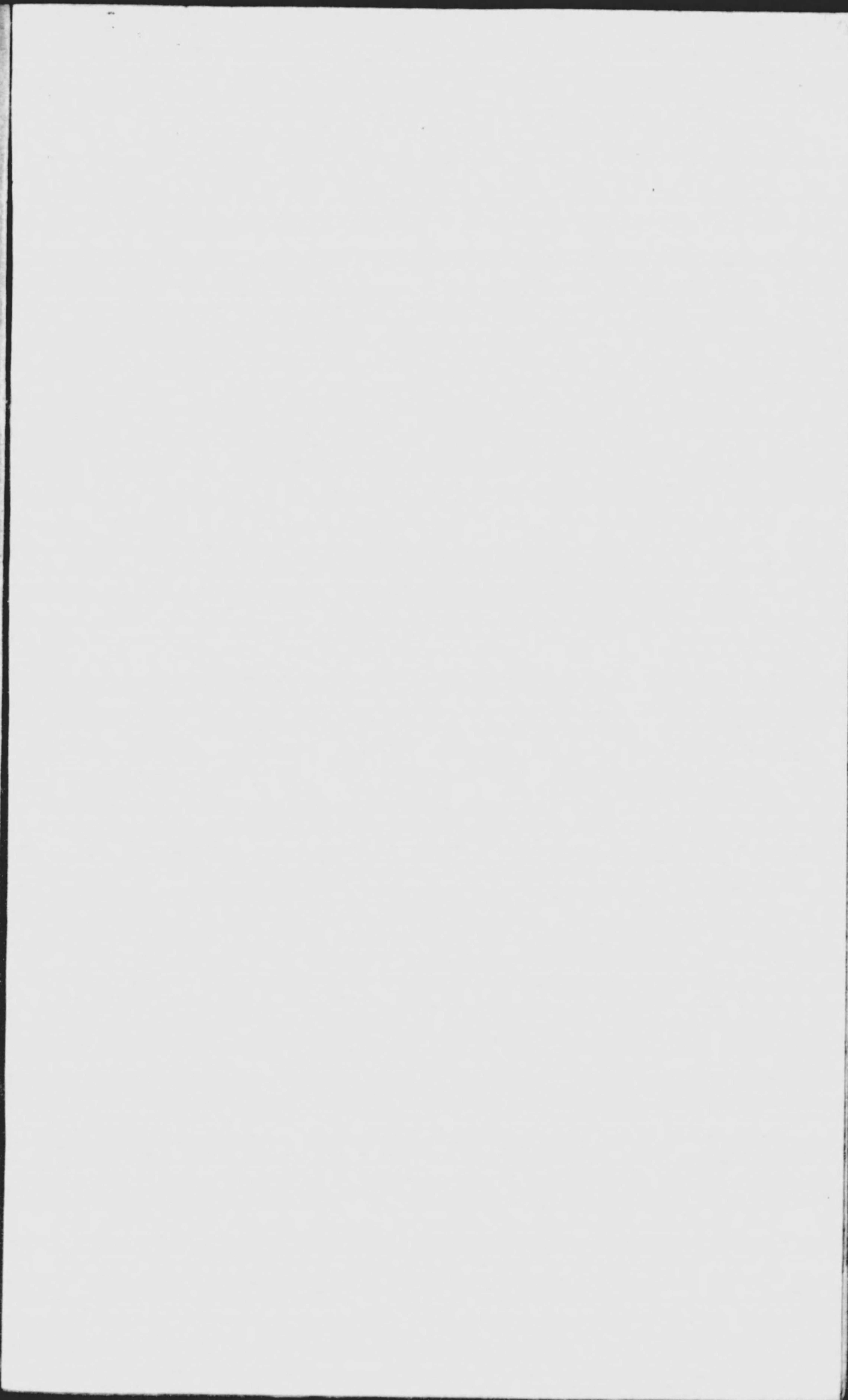
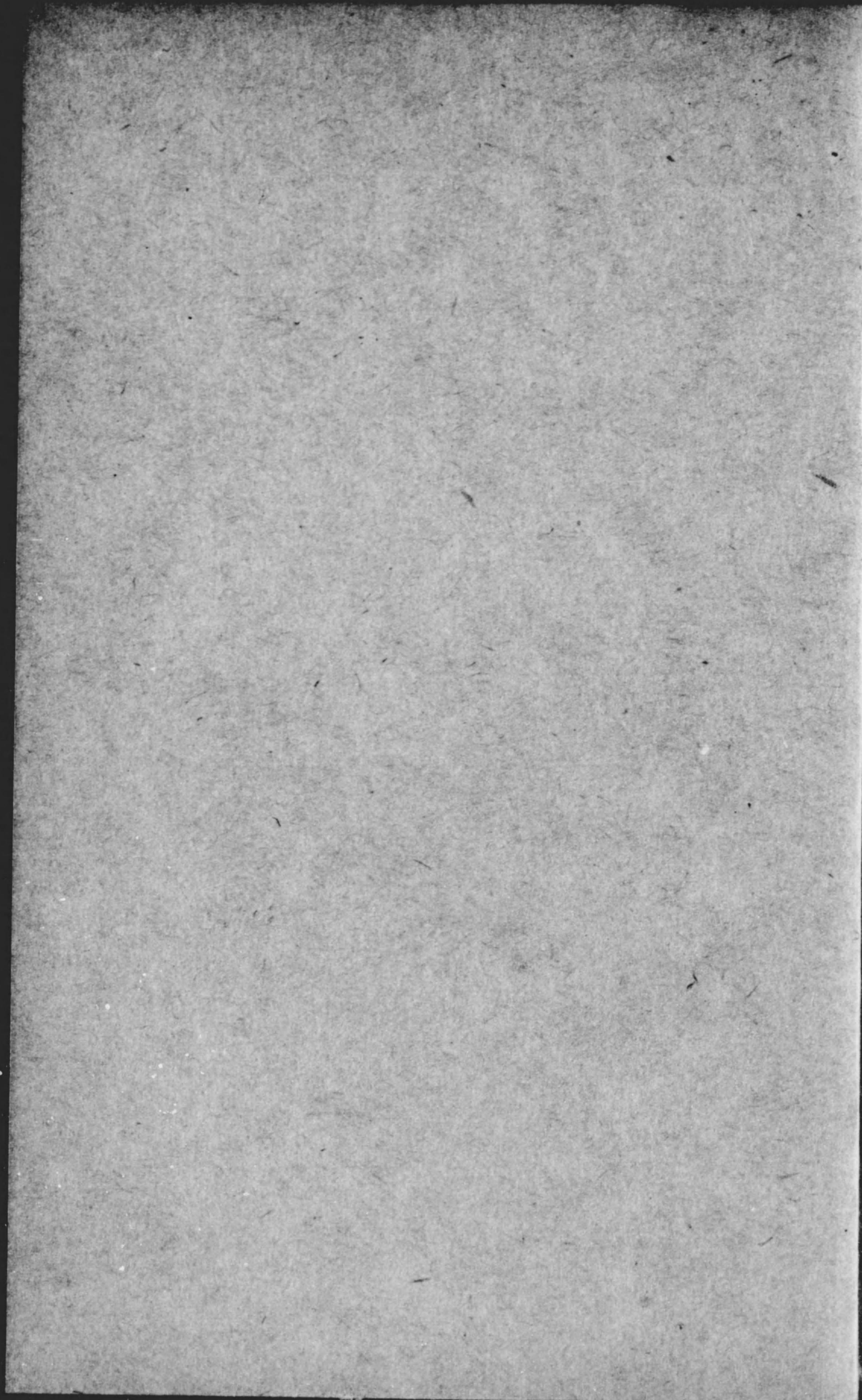
點字(盲人用)民衆政治講座(出來)

水島 四郎 著

児童関係の理論と実践

よき子を生むたのび

新字の入り民衆教育の理論と実践



587
110

100